

※ ああいううえお：見直し方針から引用した部分

## 宇城市公共施設等総合管理計画

～ 「あれば便利」から「賢く使う」へ ～

時を記憶する港。



 三角西港  
MISUMI WEST PORT



平成27年9月  
熊本県宇城市

## 目 次

### I はじめに

I-1 計画策定の背景と目的	1
I-2 計画の位置付け	2
I-3 計画期間と進行管理	2

### II 人口動向と財政状況

II-1 人口の推移	2
II-2 年齢区分別人口の推移	3
II-3 合併後10年間の年齢区分別人口の推移	4
II-4 歳入歳出の決算状況（普通会計決算）	5
II-5 財政状況の見通し	8

### III 公共施設等の現状と将来の見通し

III-1 対象施設（建築系・土木系公共施設）	9
III-2 施設の現状	10
III-3 将来の更新費用の見通し	17

### IV 公共施設等の管理に関する基本方針

IV-1 課題整理	25
IV-2 取組体制	25
IV-3 基本方針	26
IV-4 計画の視点と方向性	26
IV-5 施設別の見直し方針	28

### V 計画の推進と見直し方針（フォローアップ）

V-1 計画の推進	29
V-2 計画の情報共有と見直し	29

## I はじめに

### I-1 計画策定の背景と目的

本市は、平成 17 年 1 月 15 日、旧宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の 5 町が合併して誕生し、人口 6.2 万人、面積 188 平方キロメートルを有しています。

合併前は、それぞれの町において、**住民福祉の向上**や地域振興のため住民の身近なところに様々な公共施設を建設し、道路や上下水道のインフラ施設を整備してきました。

しかし、これらの公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の多くは、高度経済成長期に整備されたもので、建設後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

こうした公共施設等は、大規模改修や建替えを行わなければ、老朽化が更に進行して、安心して使用できなくなる可能性があります。しかし、本市の財政状況は合併による地方交付税の特例措置の終了による歳入の減少や社会保障費の増大などの義務的経費の増加の影響により、厳しい財政状況になると予想されるため、全ての公共施設等をこのまま維持更新することが難しくなります。

また 5 町合併に伴い**同種同規模の建物が旧町ごとに存在している**現状は、少子高齢化、**市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に必ずしも合致した施設規模、配置ではなくなっている**状況が伺えます。一方で、多くの施設を維持管理する上で、本来、更新または大規模改修が必要な施設に一時的な対処としての修繕等が後を絶たず、計画的かつ適切な保全管理ができていない状況です。このような中、真に必要性が高い公共施設等までもが安心安全な状態で保持できなくなる恐れがあります。

これは本市に限らず、全国自治体の共通の問題であり、国は、インフラ長寿命化計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安心安全・機能保全を今後も確保していくための支援を実施していくとしています。

本市は、インフラ施設を除く建物等の公共施設について、適切な規模とあり方を検討し、可能な限り次世代に負担を残さない効率的かつ効果的な施設マネジメントを徹底し、公共施設の最適な配置と機能維持を実現するため、「公共施設の見直し方針」を平成 27 年 3 月に策定しました。

今後は、この方針に基づき、建物等の公共施設については維持更新の見直しに取り組みます。また、道路や橋りょうなどのインフラ施設は、それぞれの適切な管理計画に沿って老朽化対策等を実施します。

そして、全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、ここに「宇城市公共施設等総合管理計画」を策定します。

## I-2 計画の位置付け

本計画は、「第3次宇城市行政改革大綱」の施策である「行財政改革推進の重点事項」に基づく計画として位置付けます。

この施策にある6つの重点項目について各般にわたる改革を推進している中で、「効率的な事務事業の推進」に民間委託等の推進及び効果的な施設運営が掲げられています。

## I-3 計画期間と進行管理

本計画の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

進行管理として、建物等の公共施設に関しては、「公共施設の見直し方針」において、見直し期間の目標年度を平成31年度としています。また、インフラ施設に関しては、それぞれが策定している施設の長寿命化計画などにおいて、適切な管理に努めます。

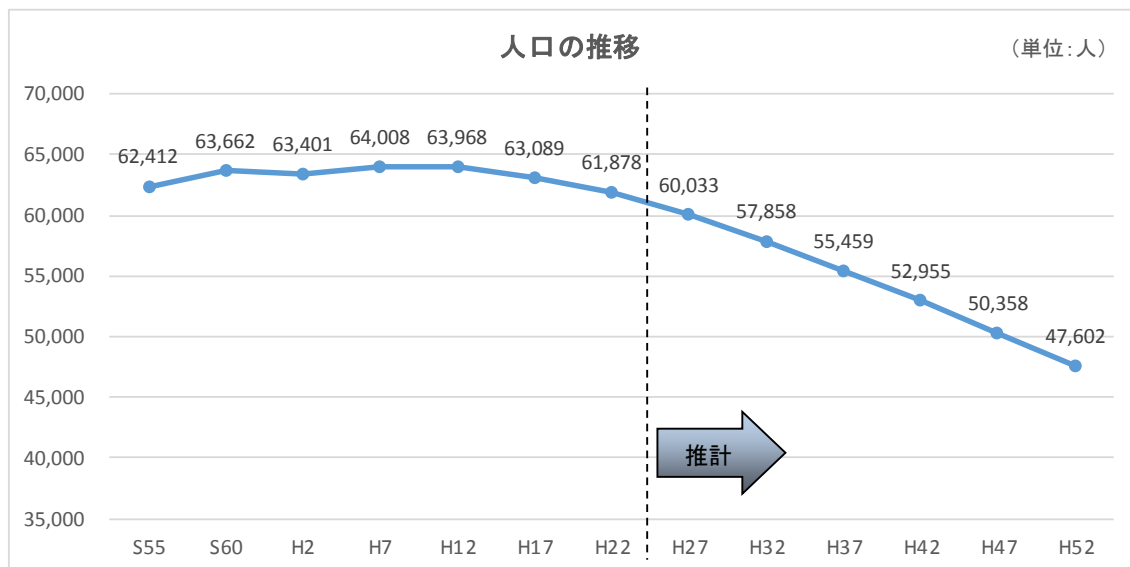
普通交付税の合併算定替えによる加算額が、平成27年度から平成31年度までの5年間で段階的に削減され、平成32年度には本来の宇城市としての交付額（一本算定）となります。このため、早急に見直しの方向性を決定し、できるところから順次、施設の廃止、統合、移譲等を進めていく必要があります。

## II 人口動向と財政状況

### II-1 人口の推移

本市の国勢調査に基づく人口は、平成7年の64,008人をピークにやや減少傾向にあり、平成22年は61,878人でピーク時と比較して2,130人（3.3%）減少しています。

また国立社会保障・人口問題研究所が公表している平成27年以降の将来推計人口においては、人口減少が続き、平成52年は47,602人になると推計されています。

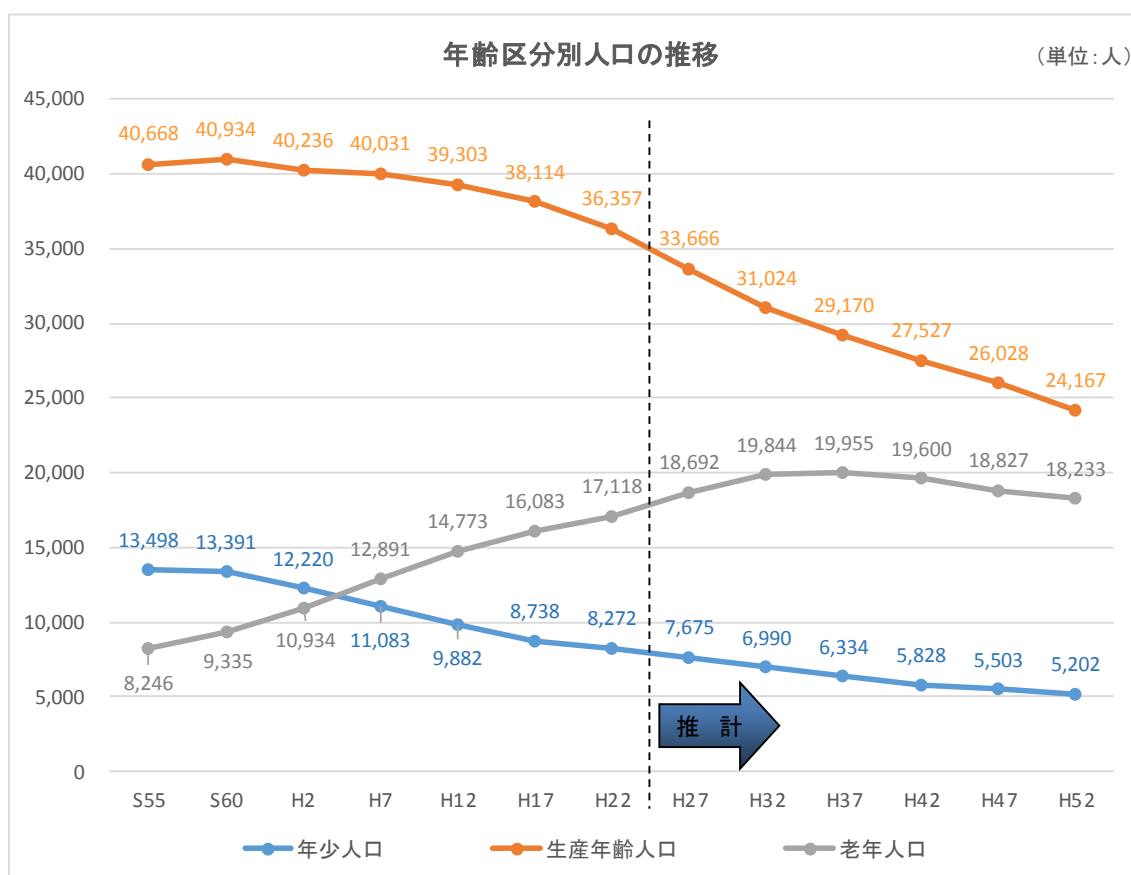


## Ⅱ-2 年齢区分別人口の推移

年齢区分別の人口をみると、年少人口（0～14歳）は、昭和55年に13,498人で全体の21.6%を占めていましたが、平成22年には8,272人と全体の割合の13.4%まで減少し、平成52年の推計値では5,202人の10.9%と昭和55年の割合の約半分まで減少するとされています。

また、老年人口（65歳以上）は、昭和55年に8,246人で全体の13.2%を占めていましたが、平成22年は17,118人と全体の27.7%を占め約2倍に増加し、平成37年の推計値では19,955人と全体の割合の36.0%まで増加するとされており、さらに平成52年には18,233人の38.3%と約4割を占めるとされています。

生産年齢人口（15～64歳）については、昭和55年以降減少傾向にあり、平成27年以降の推計値でも更に減少が続くとされています。



(注)「人口の推移」の折れ線グラフには、年齢不詳人口が含まれていますので、「年齢区分別人口の推移」の折れ線グラフの各年の年齢区分別人口の合計と一致しない場合があります。

本市の年齢区分別人口や割合については、下表のとおりになります。

年齢区分別の人口割合をみると昭和 55 年以降は、年少人口と生産年齢人口の割合は、減少し、老年人口の割合は増加し続けていることが分かります。

■年齢区分別(3分類)人口及び推計人口

(単位:人)

年	0～14歳 (年少人口)	割合	15～64歳 (生産年齢人口)	割合	65歳以上 (老年人口)	割合	左記 の計	総人口
1980 昭和55年	13,498	21.6%	40,668	65.2%	8,246	13.2%	62,412	62,412
1985 昭和60年	13,391	21.0%	40,934	64.3%	9,335	14.7%	63,660	63,662
1990 平成2年	12,220	19.3%	40,236	63.5%	10,934	17.2%	63,390	63,401
1995 平成7年	11,083	17.3%	40,031	62.5%	12,891	20.1%	64,005	64,008
2000 平成12年	9,882	15.5%	39,303	61.5%	14,773	23.1%	63,958	63,968
2005 平成17年	8,738	13.9%	38,114	60.6%	16,083	25.6%	62,935	63,089
2010 平成22年	8,272	13.4%	36,357	58.9%	17,118	27.7%	61,747	61,878
2015 平成27年	7,675	12.8%	33,666	56.1%	18,692	31.1%	60,033	60,033
2020 平成32年	6,990	12.1%	31,024	53.6%	19,844	34.3%	57,858	57,858
2025 平成37年	6,334	11.4%	29,170	52.6%	19,955	36.0%	55,459	55,459
2030 平成42年	5,828	11.0%	27,527	52.0%	19,600	37.0%	52,955	52,955
2035 平成47年	5,503	10.9%	26,028	51.7%	18,827	37.4%	50,358	50,358
2040 平成52年	5,202	10.9%	24,167	50.8%	18,233	38.3%	47,602	47,602

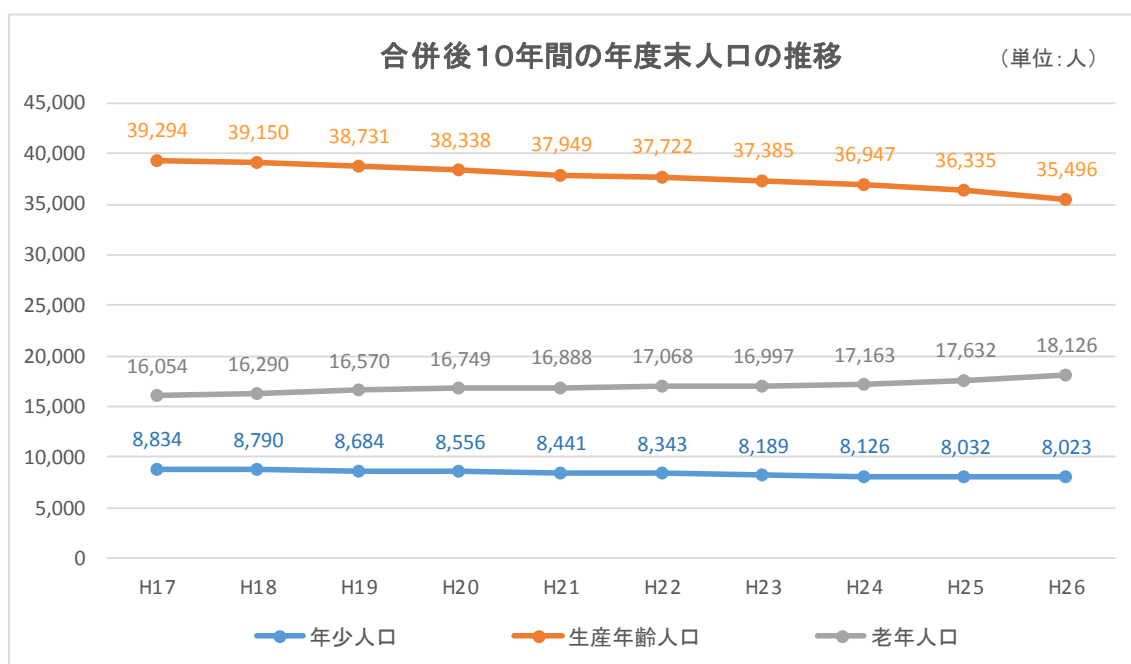
出典: 経済産業省 地域経済分析システム (RESAS) より

■年齢区分別人口: 国勢調査(10/1現在) ※総人口には、年齢不詳の人口が含まれています。

■推計人口: 国立社会保障・人口問題研究所

### II-3 合併後 10 年間の年齢区分別人口の推移

本市が誕生した平成 17 年以降 10 年間の年齢区分別人口の推移を住民基本台帳人口でみると、ゆるやかではありますが年少人口、生産年齢人口ともに減少し続けており、老年人口は増加傾向にあります。



## Ⅱ－４ 歳入歳出の決算状況（普通会計決算）

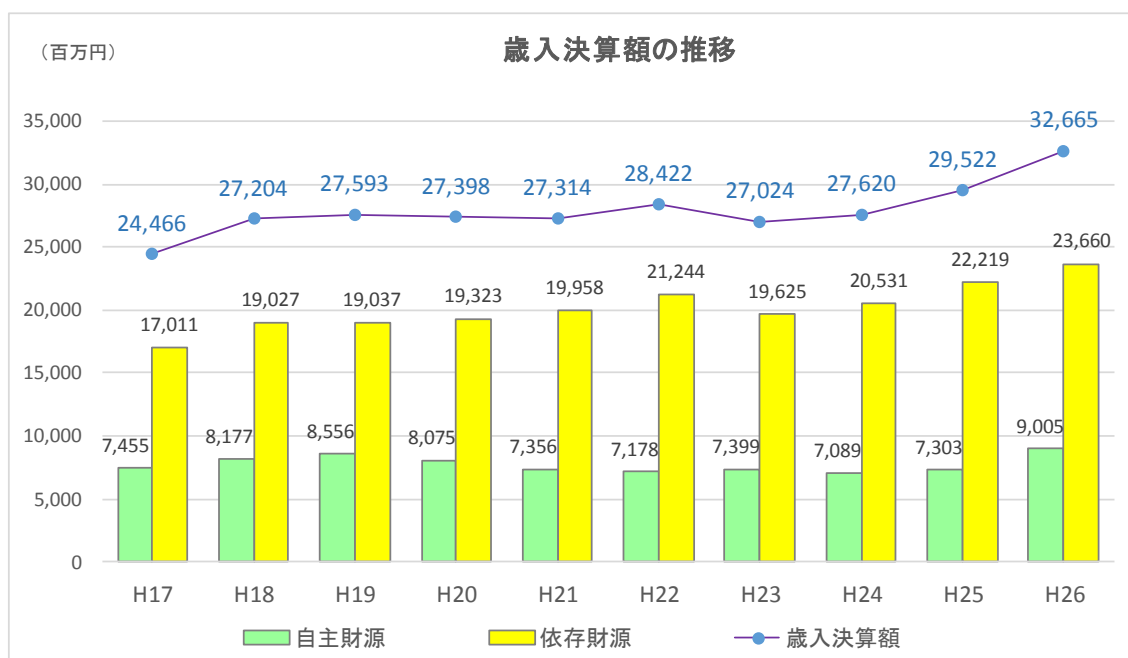
### （１）歳入決算額の推移

財政状況として、平成 17 年度以降の歳入決算額の推移をみると、合併した平成 17 年度は約 245 億円でしたが、平成 18 年度以降は平均して 270 億円台で推移しています。

また平成 22 年度は小学校 2 校建設による地方債の増加、平成 25 年度は国からの臨時的な交付金の増加、平成 26 年度は地域振興基金積立のための地方債（借入金）の増加などの影響により増加しています。

歳入構造を自主財源と依存財源の分類で見ると、地方税を主とする自主財源は、平成 19 年度の約 85 億円をピークに 70 億円台で推移し、平成 26 年度は基金の組み替えのため、財政調整基金からの繰入金が一時的に増加しています。

また国から交付される地方交付税が約半分を占める依存財源は、年々増加傾向にあり、この依存財源が歳入の約 7 割を占めているため、国や県の施策に影響を受けやすい歳入構造といえます。



出典：地方財政状況調査（決算統計）

#### 《用語説明》

自主財源・・・市の権限で自主的に収入することができるものです。

例）市税や施設等の使用料、証明書発行等の手数料、事業を行う場合の分担金など

依存財源・・・国や県を通じて一定の基準により交付されたりする収入のことです。

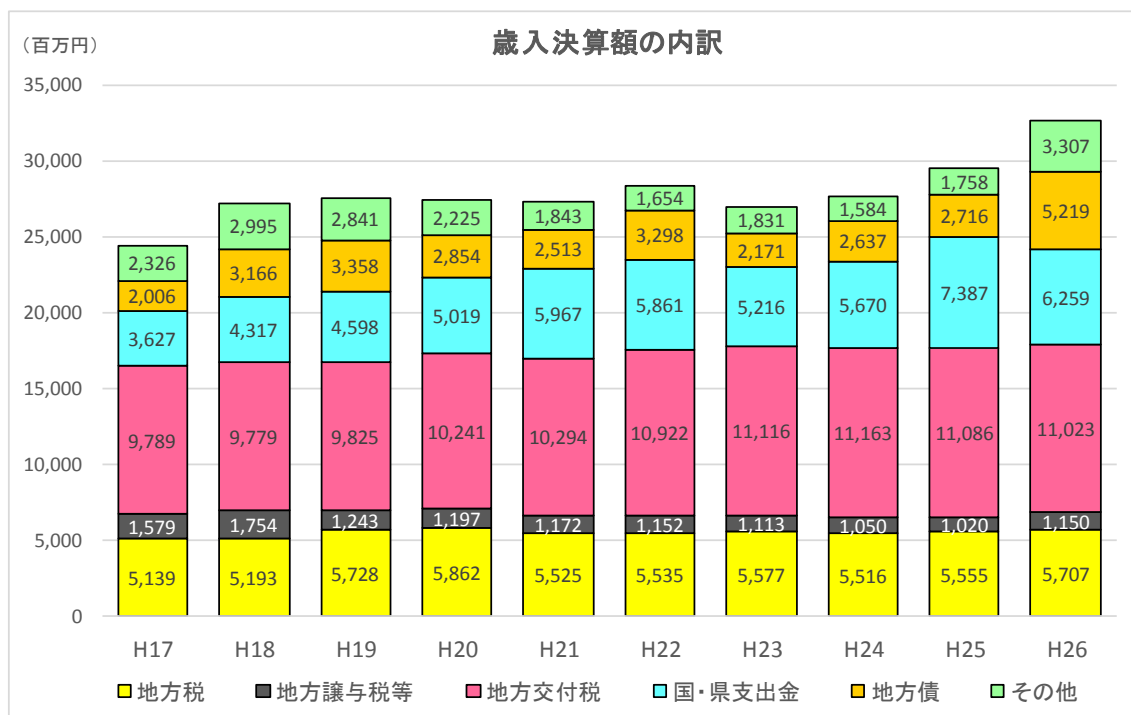
例）地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金、国や県からの補助金、市債など

普通会計・・・一般会計と奨学金特別会計を合算した会計で、総務省が定める基準による統計上の会計になります。普通会計以外の会計には、国民健康保険特別会計などの公営事業会計や水道や下水道事業会計、市民病院事業会計などの公営企業会計があります。

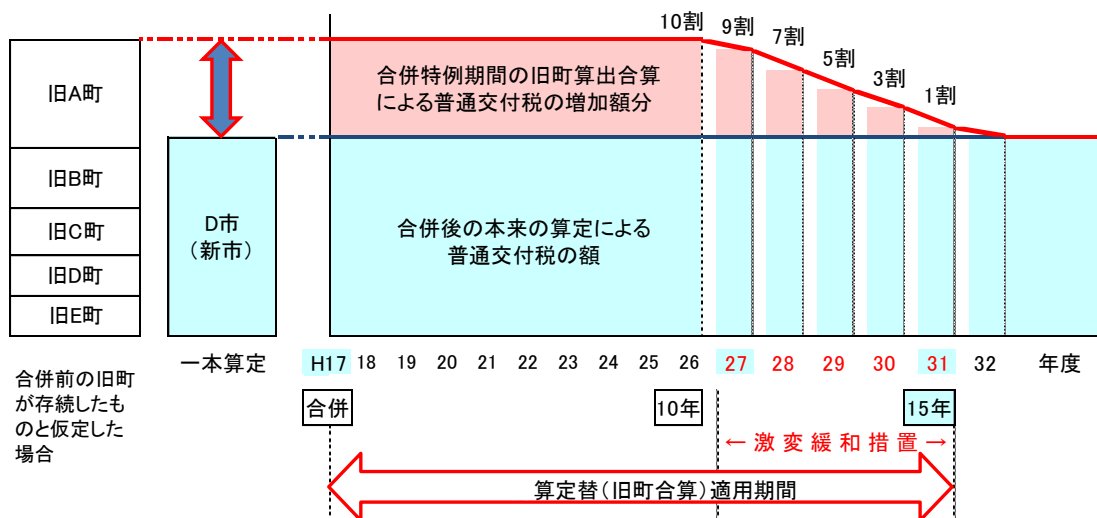
(2) 歳入決算額の内訳

歳入決算額の内訳のグラフです。歳入の割合で最も多く占める地方交付税は、国から交付される収入で、その他に国や県からの補助金も多くを占めています。

また自主的に収入することができる地方税は、55 億円前後で推移していることが分かります。



歳入の約 4 割を占める普通交付税は、平成 26 年度まで合併による特例措置が施されてきました。今後は下のイメージ図のように特例措置が段階的に減らされ、平成 32 年度からは本来の交付税額になります。



※実際は、国勢調査人口や算出単価等の増減の影響で、交付税額は一定ではありません。

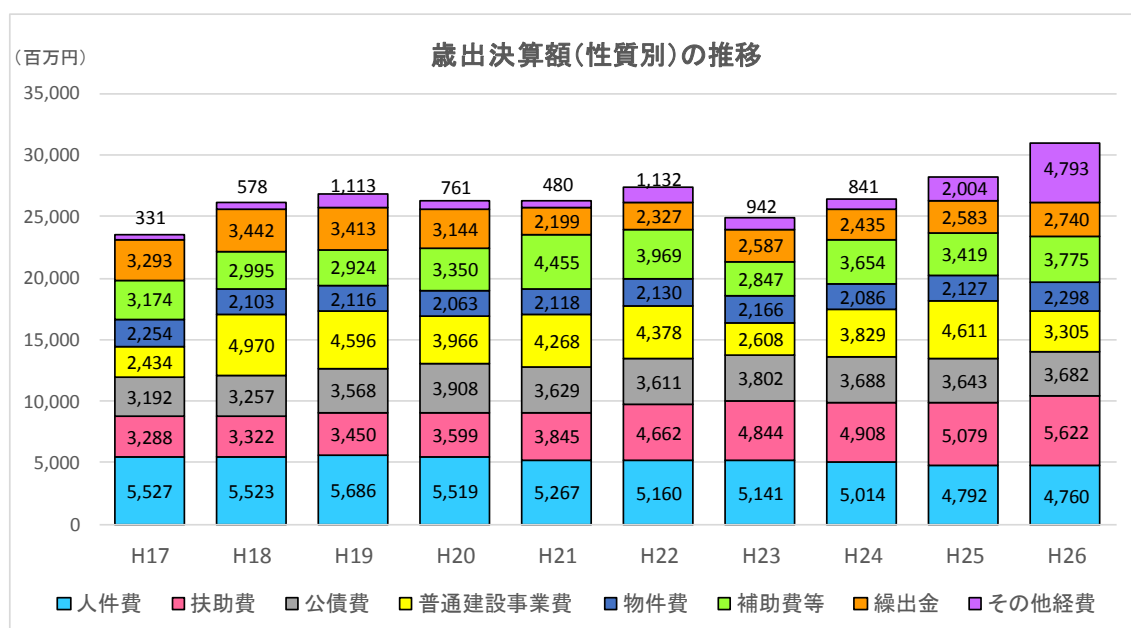


### (3) 歳出決算額の推移

歳出決算額の性質別のグラフです。歳出の割合のうち、人件費や扶助費、公債費で構成される義務的経費は全体の約半分を占めています。このうち扶助費は毎年度増加傾向にあり、平成26年度は平成17年度と比べると1.71倍も伸びています。

また、人件費は議員数や職員数の減少などの影響で減少傾向にあり、公債費も借入抑制により大幅な増加はなく近年は減少傾向にあることが分かります。

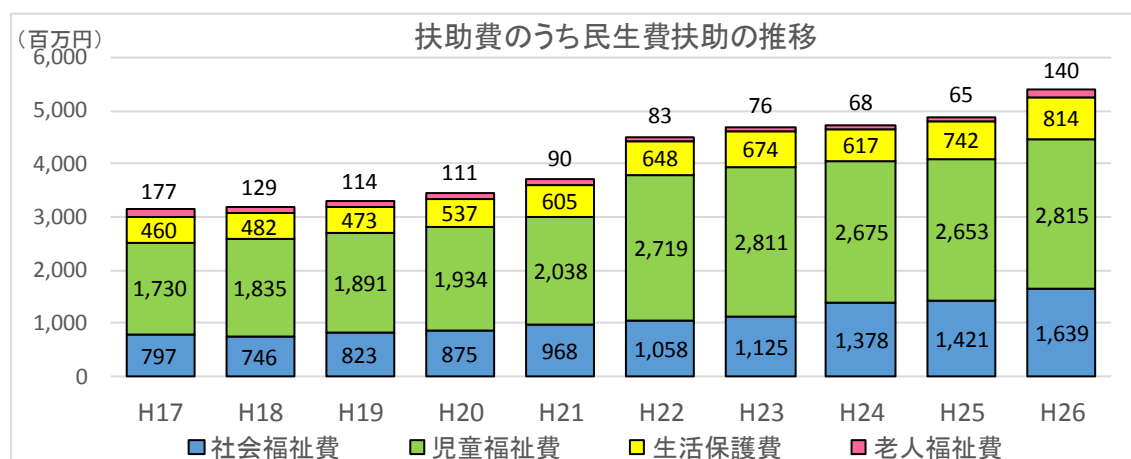
平成26年度のその他経費の大幅な増加は、積立金において合併特例債を活用した地域振興基金への積立て33億円が主な要因になります。



出典：地方財政状況調査（決算統計）

下のグラフは扶助費のうち、民生費扶助の内訳になります。このうち保育園の運営費などが主となる児童福祉費扶助は、全体の約半分を占め、増加傾向にあります。

また社会福祉費扶助と生活保護費扶助も毎年度増加していることが分かります。



出典：地方財政状況調査（決算統計） ※上記のうち災害救助費は少額のため表示していません

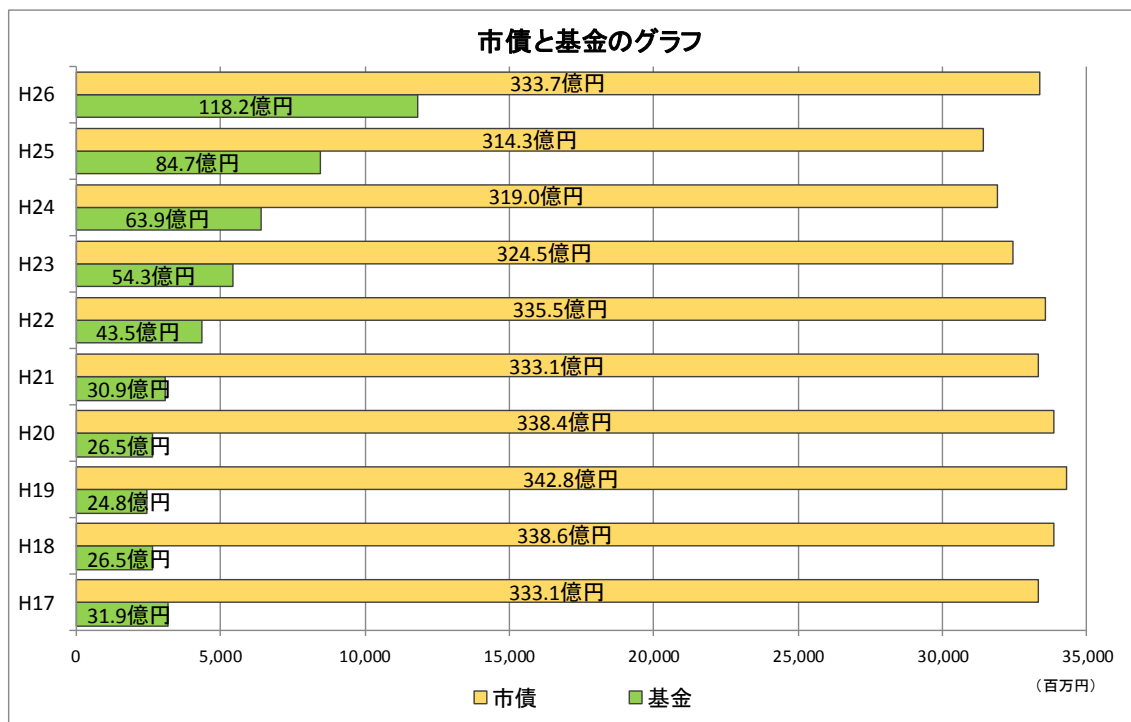
## Ⅱ－５ 財政状況の見直し

本市の財政状況は、行政改革大綱の効果はあるものの、市債残高が多いことから、財政健全化判断比率においては、県下 14 市で下位に位置しており、収入に応じた歳出構造への転換など更なる行財政改革が喫緊の課題となっています。

このような中、ますます複雑化・多様化する行政課題への対応、さらに防災・減災対策や公共施設の老朽化に伴う維持管理や建替費用の増大など課題が山積みです。

今後は、将来の人口減少を見据え、持続可能な行財政を構築するため、すべての事業を原点から見直し、必要性、優先性を精査するとともに、社会情勢の変化に応じた事業の再構築が必要になります。

また一方で、「可能性への追求プロジェクト」の着実な推進に向けて、創意工夫を凝らした事業の拡充を図り、政策体系に基づく各種施策の優先順位の峻別を図りつつ、迅速かつ的確な事業の推進に努める必要があります。



出典：地方財政状況調査（決算統計）

本市の預金である基金は、上のグラフで分かるように歳出経費や職員数の削減などにより積立額を増加してきましたが、生活基盤となる道路や上下水道、学校などの資産を整備する際の財源である市債は平成 26 年度末で借入残高が 333 億円あり、これまで借入抑制に努めてきたため減少傾向にあるものの、今後も大型の資産整備や老朽化施設の更新が控えているため、将来的には借入残高の増加が見込まれます。

今後の財政状況は、歳入において交付税算定替えの影響を受けるため、かなり厳しい状況が予想されます。したがって、経常経費の削減に組織として取り組む必要があり、施策や公共施設についても抜本的な見直しが必要であると推考されます。

Ⅲ 公共施設等の現状と将来の見通し

Ⅲ-1 対象施設（建築系・土木系公共施設）

本計画では、市が所有するすべての施設を対象とし、類型区分として主に建物からなる「建築系公共施設」、道路や上下水道のインフラ施設からなる「土木系公共施設」の二つに分類しています。

また、類型区分で分類した施設をさらに大分類として機能別に整理し、中分類において目的ごとに整理しています。それぞれの分類ごとに主な施設を下の表に記載しています。

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建築系 公共施設	行政系施設	庁舎等	本庁、各支所、出張所
		その他行政系施設	水防・備蓄倉庫
	子育て支援施設	保育園	保育園
		児童施設	児童館、学童保育所
	保健・福祉系施設	福祉施設	老人福祉センター、ふれあい館、元気老人交流施設等
		保健施設	保健センター
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、武道館、市民プール、ふれあいスポーツセンター、グラウンド
		レクリエーション・観光施設	不知火温泉ふるさと交流センター、若宮海水浴場、物産館、青少年海洋研修施設
	産業系施設	産業系施設	花の学校、農産物加工センター
	市民文化系施設	集会施設	文化ホール、公民館、コミュニティセンター、市民会館、インダストリアル研修館、働く女性の家等
		文化施設	総合文化センター
	社会教育系施設	図書館	図書館
		博物館等	郷土資料館、美術館、生涯学習センター、法の館、龍驤館、伝統工芸館
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
		その他教育施設	給食センター
公営住宅	市営住宅	市営住宅等	
公園	公園	一般公園、都市公園	
病院施設	市民病院	市民病院	
土木系 公共施設	道路施設	市道	一級、二級、その他市道
		橋りょう	PC橋、RC橋、鋼橋等
	水道施設	上水道施設	浄水場、配水池、加圧所、水道管
		簡易水道施設	浄水場、配水池、加圧所、水道管
	下水道施設	下水道施設	下水処理場、ポンプ場、下水道

## Ⅲ－２ 施設の現状

### (1) これまでの取組み

市が保有する公共施設には、市役所庁舎等の市が事務を行うための施設（公用財産）と、一般に広く市民が利用する施設（公共用財産）の二種類があります。

施設の見直しについては、これまで「第1次・第2次宇城市行政改革大綱」に基づく「効果的な施設運営」の推進の中で廃止、統合、移譲（民営化）等に取り組んできたところです。

これまで、見直しを行った主なものは、次のとおりです。

1 支所の見直し	5 施設を 4 施設、支所職員の適正配置
2 養護老人ホームの民間移譲	1 施設
3 幼稚園の廃止	1 施設
4 海技学院の民間移譲	1 施設
5 指定管理施設への移行	19 施設

しかしながら、ほとんどの公共施設について、住民サービスの後退への懸念や、住民感情を考慮したため、本格的な見直しができないまま引き継いできました。

平成 24 年度の決算審査では、監査委員から「平成 27 年度から交付税が減額されるが、その後の対策としての大きな問題である公共施設の統廃合や民間委託等の改革については避けて通れない。」との意見があっています。

また、平成 25 年度に取り組んだ「熊本県市町村行政体制強化支援事業」においても、熊本県市町村財政課から「国・地方財政の厳しい状況が続く中、合併市町村である宇城市においては、合併前に整備したすべての施設を維持し続けることは、合併効果が十分発揮されない恐れもある。少子高齢化の進展及び生産年齢人口の減少といった人口構造の変化等、社会情勢に応じた公共施設のあり方等の総合的な対策が急務である。」との助言をいただいているところです。

### (2) 建築系公共施設

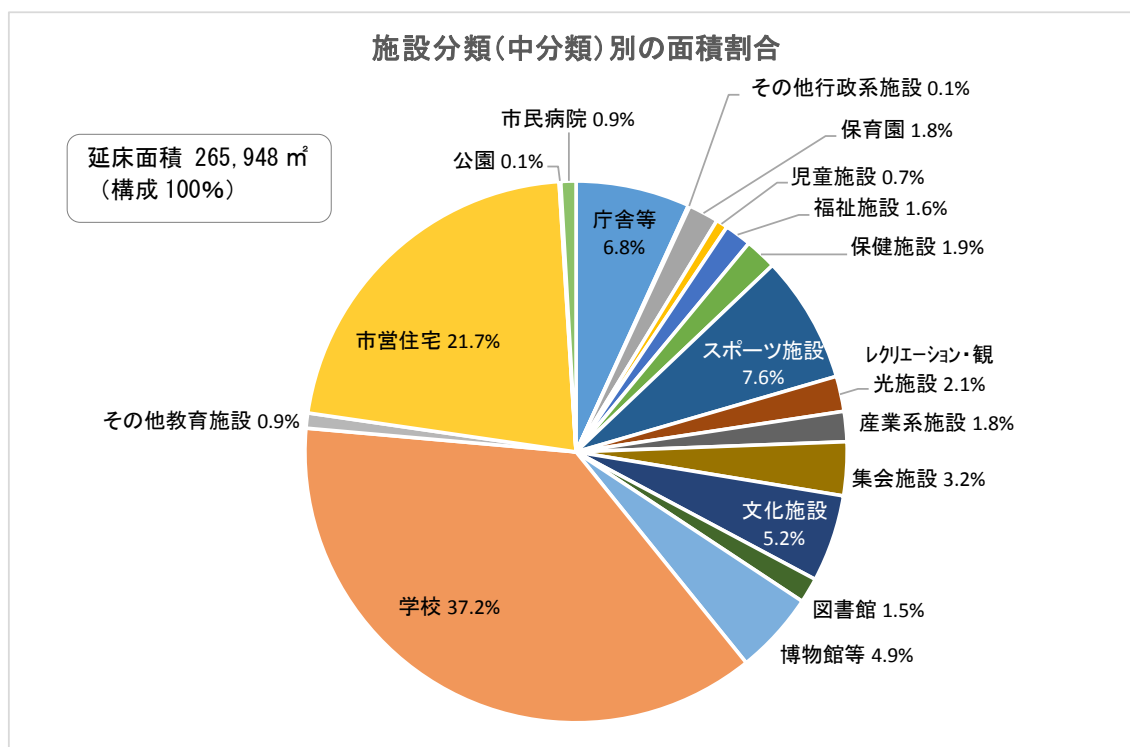
#### (2)－1 公共施設の数量

本市が所有する建築系の公共施設の総延床面積は 265,948 m<sup>2</sup>で、市民 1 人当たりの総延床面積は 4.31 m<sup>2</sup>となります。全国平均 3.22 m<sup>2</sup>との比較で 1.34 倍、5～10 万人の自治体平均 3.56 m<sup>2</sup>との比較で 1.21 倍になり、平均よりも多い状況となっています。

次項では、施設区分の中分類ごとに占める延床面積を円グラフで表しています。

※施設の現状及び更新費用の見通しの数値は、平成 27 年 3 月 31 日現在です（人口：61,645 人）  
公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成 24 年 3 月総務省）

延床面積でみると、学校施設が37.2%、給食センター3件分のその他教育施設が0.9%になり、学校教育系施設が全体の約4割を占めています。次いで市営住宅が21.7%、スポーツ施設7.6%、庁舎等6.8%、文化施設5.2%、美術館や郷土資料館などからなる博物館等が4.9%、集会施設3.2%の順になっています。



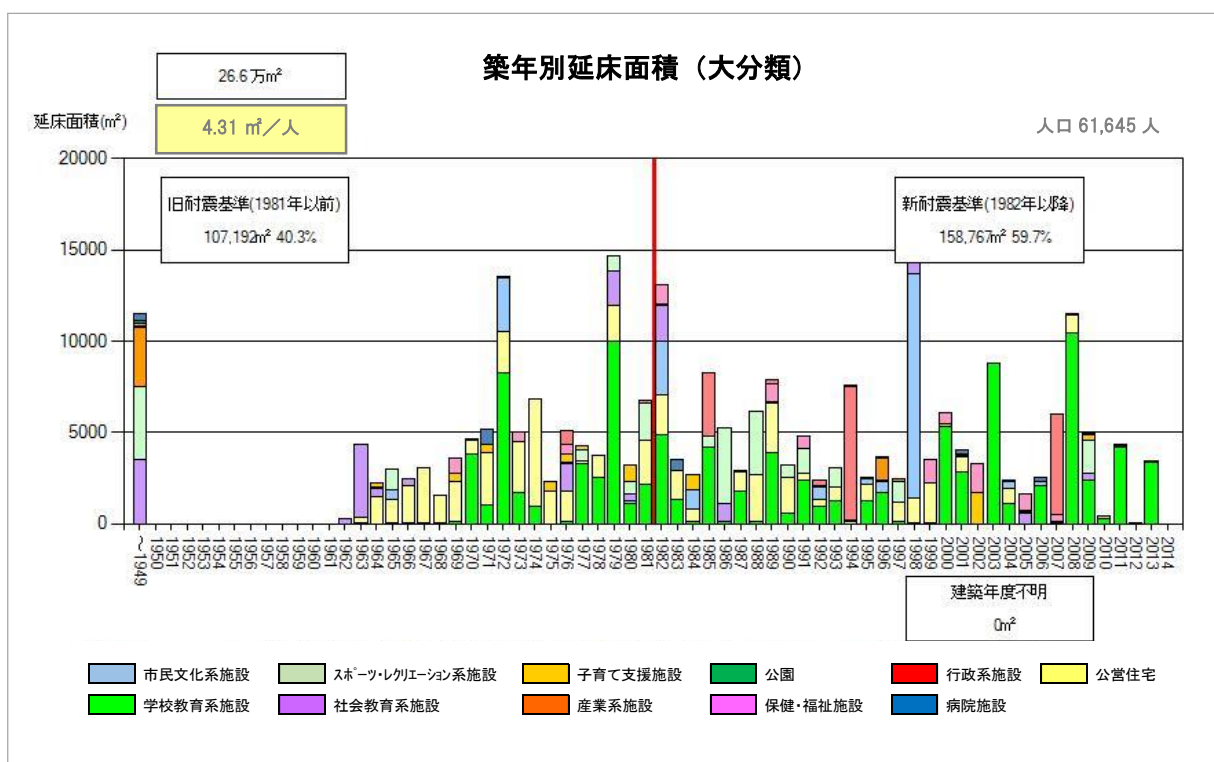
大分類	中分類	件数	延面積(m <sup>2</sup> )	面積割合
行政系施設	庁舎等	6	17,999	6.8%
	その他行政系施設	4	276	0.1%
子育て支援施設	保育園	7	4,676	1.8%
	児童施設	12	2,001	0.7%
保健・福祉系施設	福祉施設	7	4,253	1.6%
	保健施設	4	5,145	1.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	27	20,084	7.6%
	レクリエーション・観光施設	9	5,702	2.1%
産業系施設	産業系施設	2	4,690	1.8%
市民文化系施設	集会施設	14	8,577	3.2%
	文化施設	3	13,794	5.2%
社会教育系施設	図書館	5	3,868	1.5%
	博物館等	14	13,109	4.9%
学校教育系施設	学校	18	98,895	37.2%
	その他教育施設	3	2,365	0.9%
公営住宅	市営住宅	47	57,796	21.7%
公園	公園	12	228	0.1%
病院施設	市民病院	1	2,490	0.9%
<b>総計</b>		<b>195</b>	<b>265,948</b>	<b>100%</b>

(2) - 2 築年別整備状況

建築系の公共施設について建築年別の延床面積をみると、学校教育系施設と公営住宅の延床面積が多いことが分かります。

1981年（昭和56年）の新耐震基準以前に建築された施設は、全体の40.3%を占め、延床面積は107,192㎡もあります。（棒グラフ中央にある赤色の線の左側が旧耐震基準の施設になります。）

また築30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念されますので、耐震診断と併せて、今後大規模改修や建替えなどの検討が必要になります。



旧耐震基準の施設の耐震診断は、ポンプ小屋などの小規模施設と公営住宅を除く施設については、耐震診断を平成27年度までに実施することとしています。

また旧耐震基準の施設に多く存在する学校教育系施設については、これまで順次、大規模改修等を実施しており、これからも小中学校の校舎や体育館等の整備を計画的に実施することとしています。

学校教育系施設以外についても今後、診断結果に基づく補強工事や大規模改修について、統廃合や複合化などを検討しながら整備する必要があり、公共施設の見直し方針にある「施設別管理運営方針」に基づき平成31年度までの整備を目指します。

また公営住宅に関しては、平成25年3月に策定した「宇城市営住宅長寿命化計画」に基づき、改善・建替事業として必要により耐震診断を実施し、整備することとしています。

(3) 土木系公共施設

(3) - 1 道路の数量

市道は、1級市道、2級市道、その他の市道に分類され、本市が整備したすべての道路の実延長は1,003.7km、道路部の面積は4.77km<sup>2</sup>になります。

市民1人当たりの面積は77.4m<sup>2</sup>で、全国平均31.99m<sup>2</sup>との比較で2.42倍、5～10万人の自治体平均62.42m<sup>2</sup>との比較で1.24倍の状況となっています。

また市道のうち規格改良済道路の整備状況を表す道路改良率は63.5%になります。

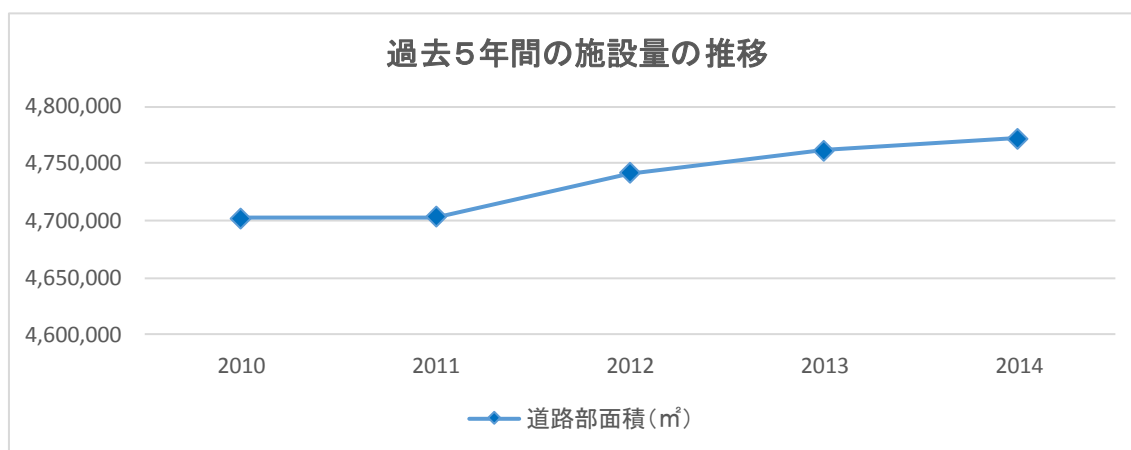
区分	種別	実延長 (m)	道路部面積 (m <sup>2</sup> )	備考
道路	1級(幹線)市道	89,047	584,767	(参考情報) 道路敷面積 6,428,304m <sup>2</sup>
	2級(幹線)市道	89,740	465,752	
	その他の市道	824,900	3,722,228	
合計		1,003,687	4,772,747	

※規格改良済道路とは道路法の規定にある道路構造令の規格に適用した道路のことです

(3) - 2 道路部面積の推移

道路整備の状況として、過去5年間の道路部面積の推移をみると、各年度に施工した道路新設工事や拡幅等の改良工事により、年々増加傾向にあることが分かります。

特に2012年度(平成24年度)から道路部面積が増加しており、近年道路整備が多く行われていることが分かります。



年度	平成	道路部面積 (m <sup>2</sup> )	基準日
2010	22	4,702,638	H22.4.1現在
2011	23	4,703,451	H23.4.1現在
2012	24	4,741,414	H24.4.1現在
2013	25	4,761,429	H25.4.1現在
2014	26	4,772,747	H26.4.1現在

※道路及び橋りょうの各年度の数値は、当該年度の4月1日現在の数値で表しています  
また各年度の数値は、道路施設現況調査(道路現況総括台帳)の数値を用いています

(3) - 3 橋りょうの数量

橋りょうは、種別で五つに分類され、本市が整備したすべての橋りょうの道路部面積は、39,979 m<sup>2</sup>になります。橋りょうの種別にあるPC橋とRC橋は、施工方法は違うものの材質は同じコンクリートで造られており、橋りょうの多くを占めています。

市民1人当たりの面積は0.65 m<sup>2</sup>で、全国平均0.26 m<sup>2</sup>との比較で2.50倍、5～10万人の自治体平均0.39 m<sup>2</sup>との比較で1.67倍の状況となっています。

また橋りょうの本数としては、全体で1,140本を整備しており、そのうち長さが15m未満のものが1,035本と多くを占め、15m以上のものは105本になっています。

【面積】

区分	種別	道路部面積 (m <sup>2</sup> )	備考
橋りょう	PC橋	17,445	
	RC橋	18,865	
	鋼橋	3,249	
	石橋	420	
	その他	0	木橋など
<b>合計</b>		<b>39,979</b>	

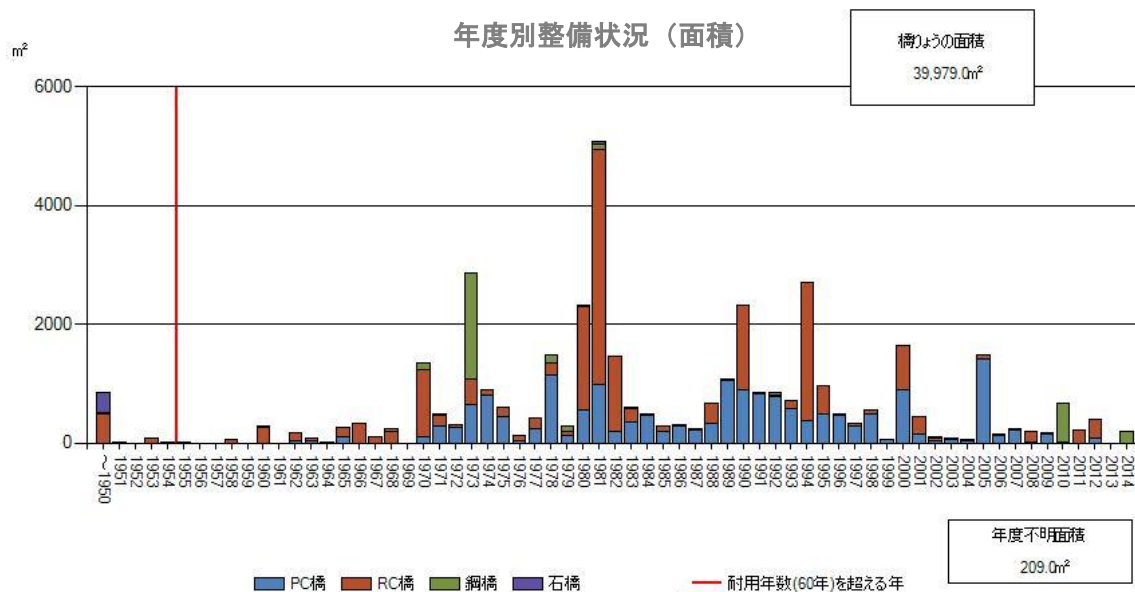
【本数】

区分	長さ	本数
橋りょう	15m未満	1,035
	15m以上	105
<b>合計</b>		<b>1,140</b>

(3) - 4 橋りょうの年度別整備状況

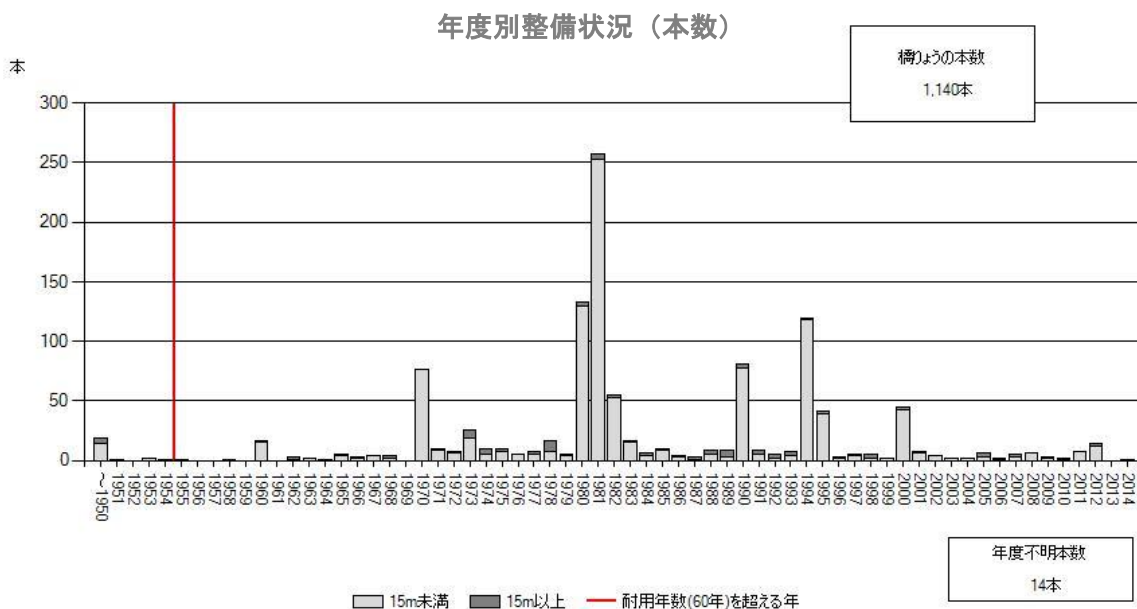
橋りょうの年度別の整備面積をみると、1981年度が最も多く5,069 m<sup>2</sup>を建築し、次いで1973年度に2,853 m<sup>2</sup>を建築しており、全体的には2005年度までに大部分を整備していることが分かります。

また一般的に用いられる橋りょうの耐用年数は60年間と言われており、60年前の1954年以前の橋りょうも存在していることが分かります。





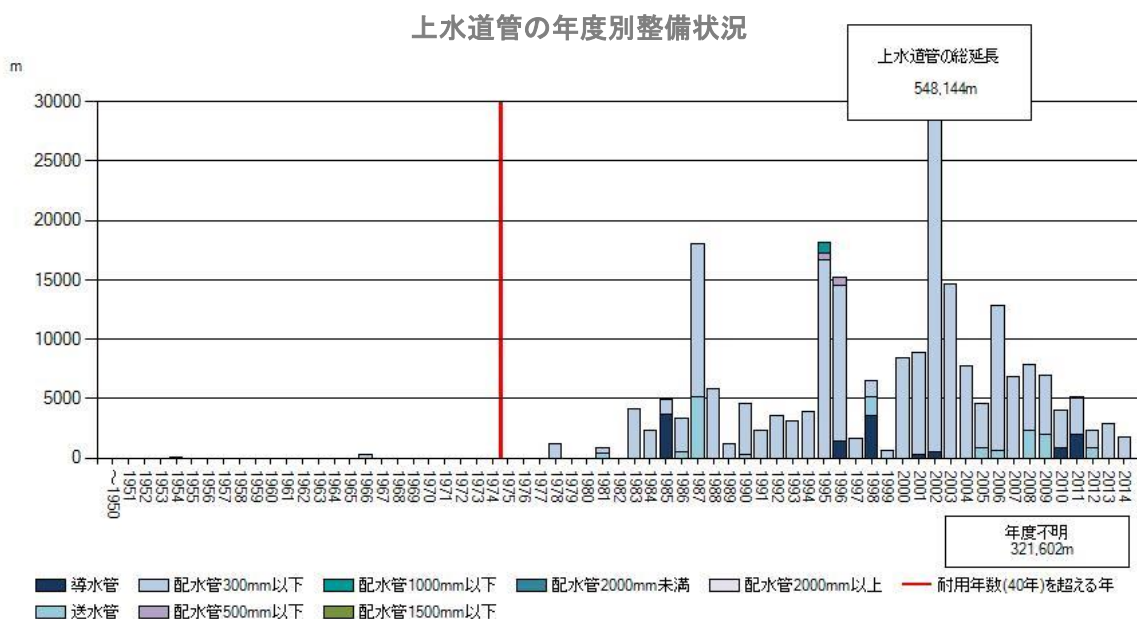
橋りょうの年度別の整備本数をみると、整備面積と同じく 1981 年度が最も多く 257 本の橋りょうを建築しており、次いで 1980 年度に 133 本を建築し、この 2 年間で全体の 34.2%を整備しています。また一般的な耐用年数の 60 年を経過している 1954 年以前の橋りょうは 23 本も存在していることが分かります。



(3) - 5 水道施設の年度別整備状況

水道施設の年度別の整備延長をみると、2002 年度が最も多く 29,075mの上水道管を整備していることが分かります。

上水道管は導水管、送水管、配水管に区分され総延長は 548,144mになり、市民 1 人当たりの延長は 8.89mで全国平均 4.09mとの比較で 2.17 倍、5~10 万人の自治体平均 7.05mとの比較で 1.26 倍の状況となっています。また上水道普及率は 80%になります。



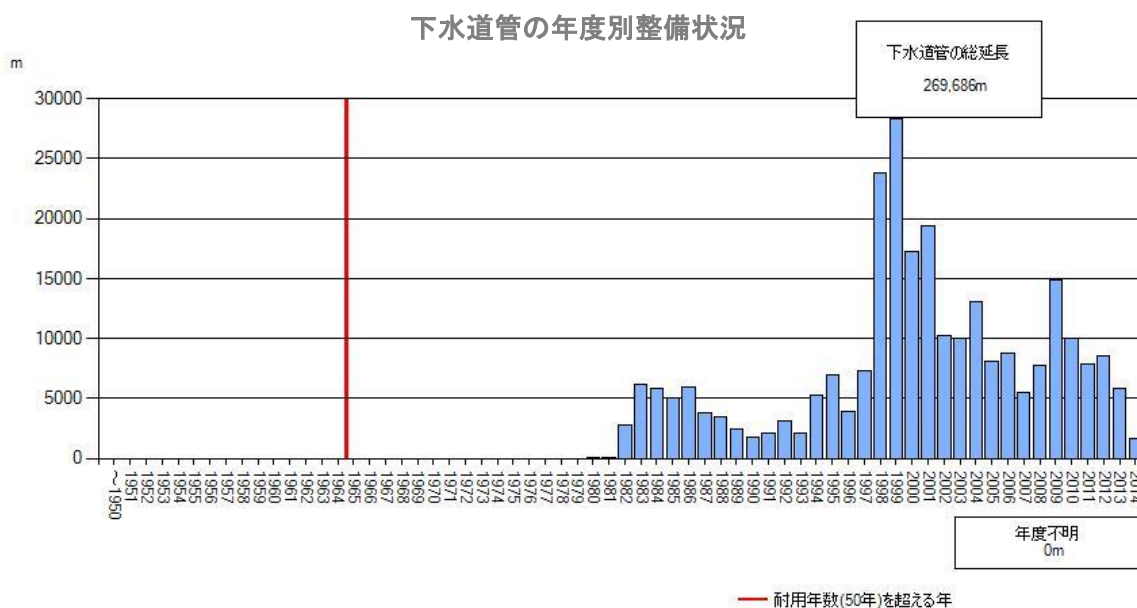
(3) - 6 水道施設の数量

施設(町)名称	延床面積 (㎡)	建築年	事業区分
三角町水道施設	2,826	1963～2008年	簡水・上水
不知火町水道施設	1,515	1988～2004年	簡水
松橋町水道施設	1,584	1977～2004年	上水
小川町水道施設	701	1975～2007年	上水
豊野町水道施設	419	1972～2003年	簡水

(3) - 7 下水道施設の年度別整備状況

下水道施設の年度別の整備延長をみると、1980年度以降整備されており、1999年度が最も多く28,288mの下水道管を整備していることが分かります。

下水道管の総延長は、269,686mになり、市民1人当たりの延長は4.37mで、全国平均3.60mとの比較で1.21倍、5～10万人の自治体平均4.06mとの比較で1.08倍の状況となっています。また下水道普及率は48.1%、接続率は79.0%になります。



(3) - 8 下水道施設の数量

施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	事業区分	備考
松橋不知火浄水管理センター	5,872	1982～1998	公共・特環	管理棟ほか8棟
浦地区農業集落排水処理施設	115	2000	農集	水処理施設
大見地区農業集落排水処理施設	111	2000	農集	水処理施設
豊福南部浄化センター	341	2011	農集	水処理施設
安見地区農業集落排水処理施設	144	1996	農集	水処理施設
豊野東部地区農業集落排水処理施設	264	2000	農集	水処理施設
豊野西部地区農業集落排水処理施設	169	2000	農集	水処理施設

### Ⅲ-3 将来の更新費用の見通し

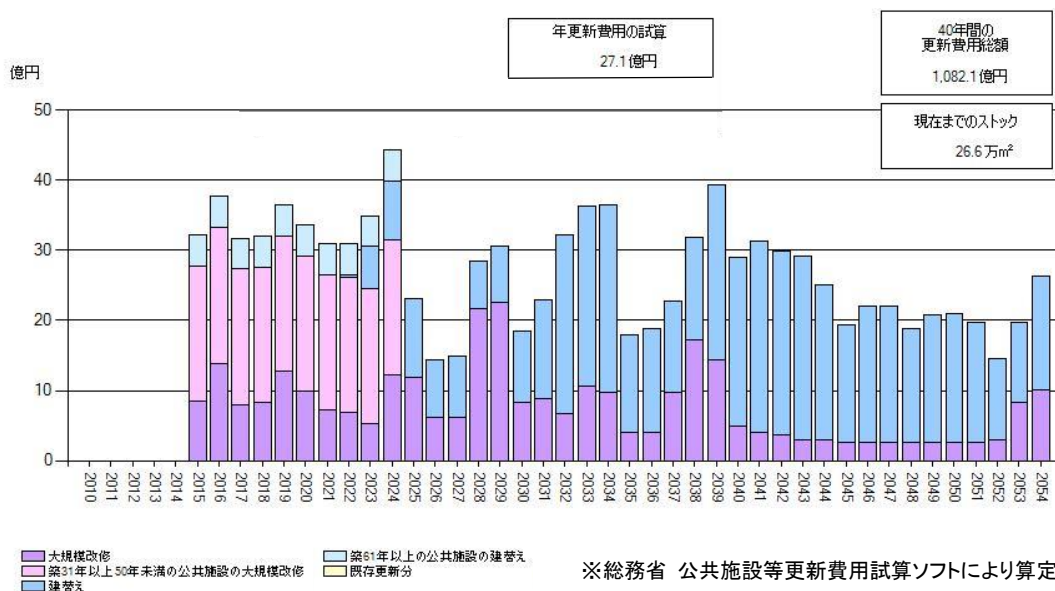
#### (1) 建築系公共施設の更新費用の試算結果

建築系公共施設の将来の更新費用を試算した結果、本市が所有する建築系のすべての施設を大規模改修し現状規模のまま建替えを行った場合、今後40年間で1,082億円、年平均27億円かかることが分かりました。

市民1人当たり1年間の更新費用は43.96千円で、全国平均32.91千円との比較は1.34倍、5～10万人の自治体平均35.31千円との比較は1.24倍の状況となっています。本市は、床面積の平均比較で多い状況にあり更新費用にも影響していると推考されます。

また将来の推計人口においては、25年後の人口が現在の79%まで減少する推計値になっているため、公共施設（面積）の総量について検討する必要があり、歳入における交付税の減額なども視野に入れて公共施設の見直しに取り組む必要があります。

建築系公共施設の更新費用



#### ●公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用試算の条件

##### ○ 更新費用の推計額

事業費ベースの計算とする。（一般財源負担見込額を把握することが困難である。）

##### ○ 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

延床面積 × 更新単価

##### ○ 更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

- 大規模改修単価  
建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。
- 耐用年数  
標準的な耐用年数60年を採用。（日本建築学会：建物の耐久計画に関する考え方）
- 大規模改修  
建設後30年で行うものとする。
- 地域格差  
地域差は考慮しないものとする。
- 経過年数が31年以上50年までのもの  
今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
- 経過年数が51年以上のもの  
大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。
- 耐用年数が超過しているもの  
今後10年間で均等に更新するものとして計算する。
- 建替え期間  
設計、施工と複数年度にわたることを考慮し、建替え期間を3年間として計算する。
- 修繕期間  
設計、施工と複数年度にわたることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

● 総務省公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

施設用途	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

施設用途	更新年数	更新単価
道路	15 年（舗装の打換え）	4,700 円/㎡
橋りょう	60 年（架替え）	425 千円（鋼橋500千円）/㎡
上水道管	40 年	100～923 千円/㎡
下水道管	50 年	124～134 千円/㎡

公共施設更新費用試算ソフト（総務省：（財）地域総合整備財団が作成）

(2) 土木系公共施設の更新費用の試算結果

(2) - 1 道路

道路の将来の更新費用を試算した結果、すべての道路を現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で598億円、年平均15億円かかることが分かりました。

市民1人当たり1年間の更新費用は24.33千円で、全国平均9.98千円との比較は2.44倍、5～10万人の自治体平均19.44千円との比較は1.25倍の状況となっています。

また直近5カ年の道路にかかる投資的経費をみると年平均で約16.8億円となっています。



道路の直近5カ年の投資的経費

(単位：千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22(2010)	398,365	781,434	233,695	1,413,494
平成23(2011)	245,276	972,693	113,715	1,331,684
平成24(2012)	338,268	748,471	99,182	1,185,921
平成25(2013)	1,773,278	992,935	135,631	2,901,844
平成26(2014)	729,143	760,834	90,196	1,580,173
<b>平均</b>	<b>696,866</b>	<b>851,273</b>	<b>134,484</b>	<b>1,682,623</b>

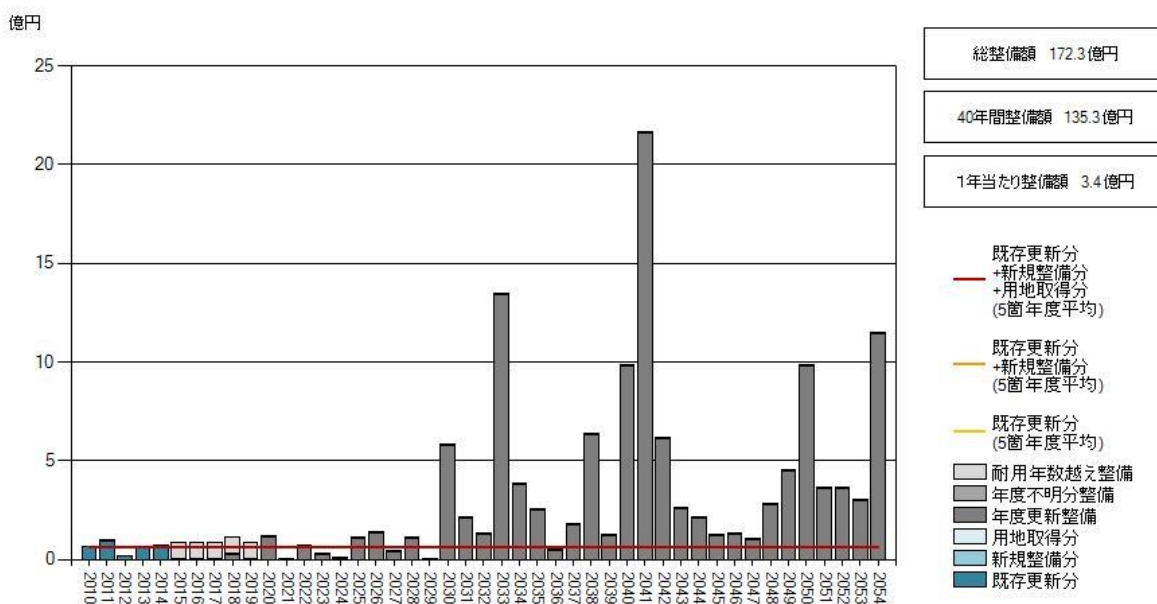
(2) - 2 橋りょう

橋りょうの将来の更新費用を試算した結果、すべての橋りょうを現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で135億円、年平均3.4億円かかることが分かりました。

市民1人当たり1年間の更新費用は5.52千円で、全国平均1.93千円との比較は2.86倍、5～10万人の自治体平均2.92千円との比較は1.89倍の状況となっています。

また直近5カ年の橋りょうにかかる投資的経費をみると年平均で約6.3千万円となっています。

橋りょうの更新費用



※橋りょうの将来の更新費用については、市が別に策定している「橋梁長寿命化修繕計画」の更新費用と試算条件が異なります。

橋りょうの直近5カ年の投資的経費

(単位：千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22(2010)	65,620	0	0	65,620
平成23(2011)	102,128	0	453	102,581
平成24(2012)	17,258	0	0	17,258
平成25(2013)	58,221	0	0	58,221
平成26(2014)	74,329	0	0	74,329
平均	63,511	0	91	63,602

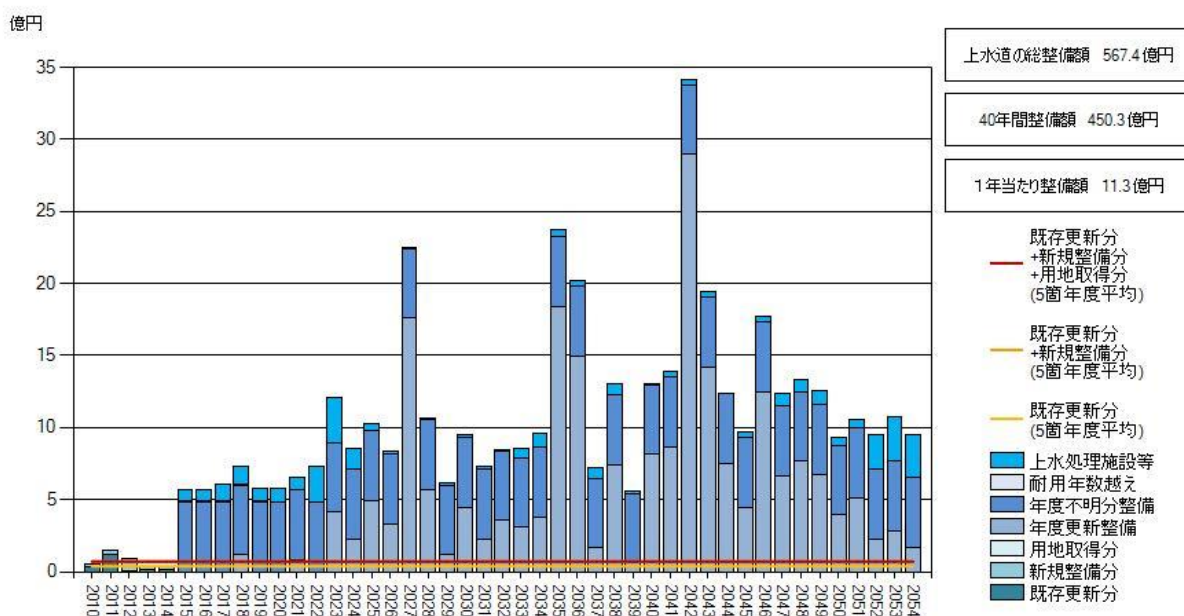
(2) - 3 水道施設

水道施設の将来の更新費用を試算した結果、すべての水道施設を現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で450億円、年平均11.3億円かかることが分かりました。

市民1人当たり1年間の更新費用は18.33千円で、全国平均10.74千円との比較は1.71倍、5～10万人の自治体平均17.51千円との比較は1.05倍の状況となっています。

また直近5カ年の水道施設にかかる投資的経費をみると年平均で約7千万円となっています。

上水道管径別延長による更新費用



水道施設の直近5カ年の投資的経費

(単位：千円)

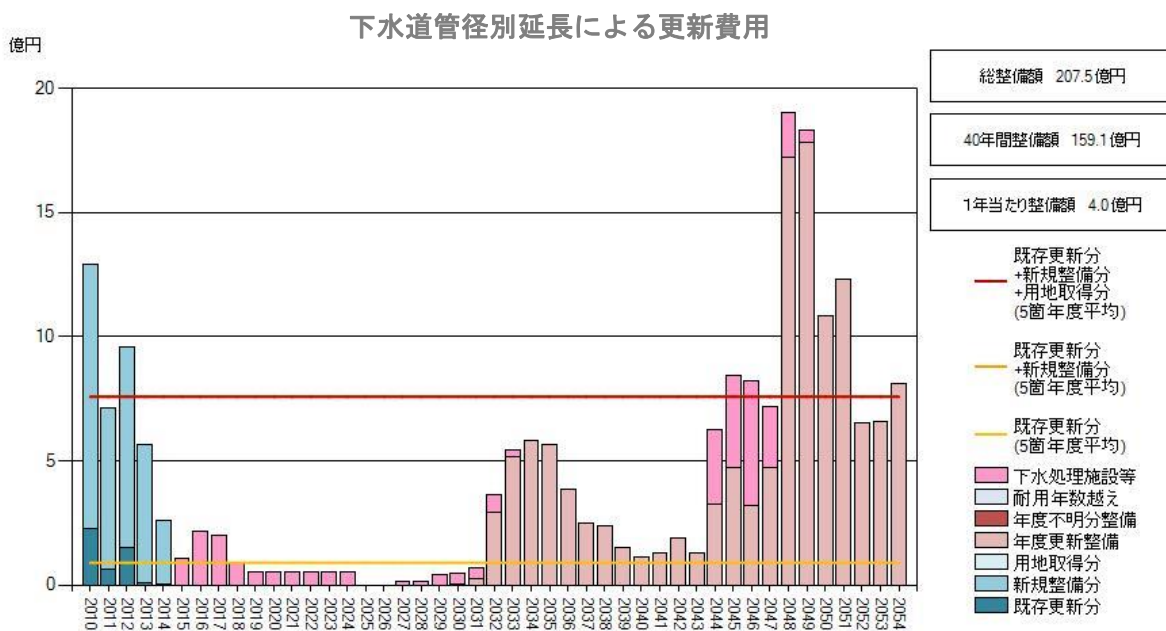
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22 (2010)	35,869	16,996		52,865
平成23 (2011)	118,448	27,144		145,592
平成24 (2012)	8,157	85,898		94,055
平成25 (2013)	15,439	17,095		32,534
平成26 (2014)	14,126	17,449		31,575
<b>平均</b>	<b>38,408</b>	<b>32,916</b>	<b>0</b>	<b>71,324</b>

(2) - 4 下水道施設

下水道施設の将来の更新費用を試算した結果、すべての下水道施設を現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で159億円、年平均4.0億円かかることが分かりました。

市民1人当たり1年間の更新費用は6.49千円で、全国平均9.91千円との比較は0.65倍、5～10万人の自治体平均9.27千円との比較は0.70倍の状況となっています。更新費用が少ない原因は、下水道事業が整備途中であり、また一部の区域は処理施設を広域で整備し負担金で賄っているなどの理由によるものです。

また直近5カ年の下水道施設にかかる投資的経費をみると年平均で約7.5億円となっています。下水道施設の整備率については、平成26年度末現在で農業集落排水施設が100%に対し、公共下水道施設は70%であるため、今後も整備が続くことから、長期的な更新費用は増えることが見込まれます。



※整備率とは、計画処理面積に対する整備済面積の割合のことです

下水道施設の直近5カ年の投資的経費

(単位：千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22(2010)	227,000	1,065,530		1,292,530
平成23(2011)	61,175	652,478		713,653
平成24(2012)	150,000	806,866		956,866
平成25(2013)	8,000	555,555		563,555
平成26(2014)	1,700	259,300		261,000
<b>平均</b>	<b>89,575</b>	<b>667,946</b>	<b>0</b>	<b>757,521</b>

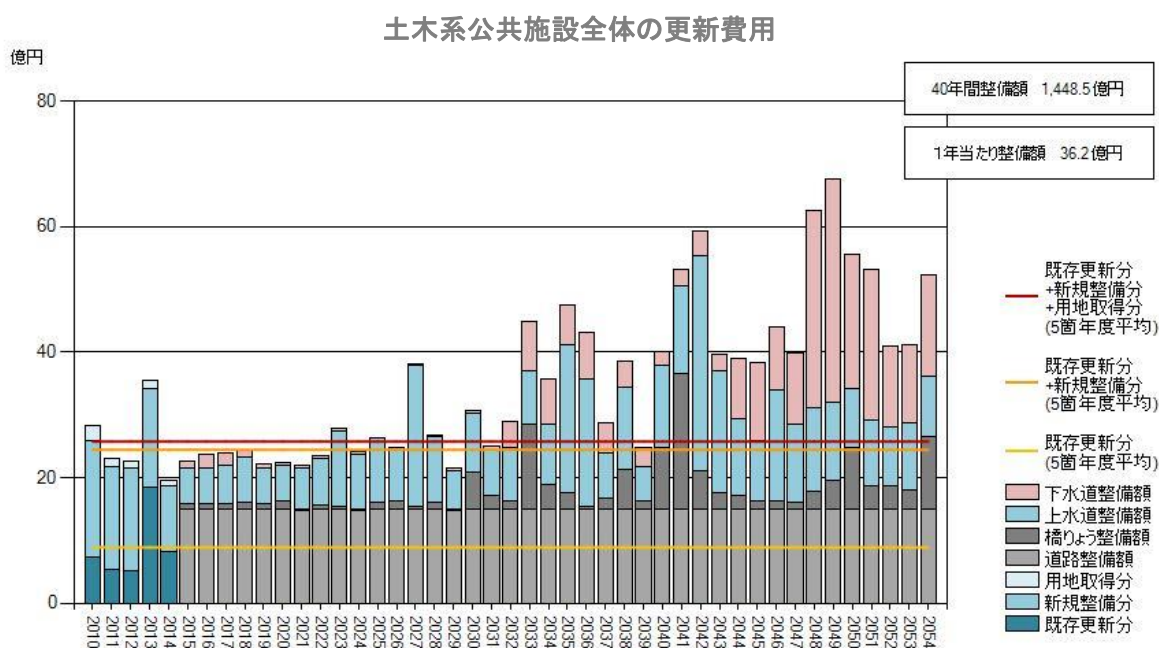


(2) - 5 土木系公共施設の更新費用

土木系公共施設（インフラ全体）すべての更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で1,448億円、年平均36.2億円かかることが分かりました。

また直近5カ年の土木系公共施設にかかる投資的経費をみると年平均で約25.7億円となっています。

今後の施設維持費を直近5カ年の投資的経費の年平均額と比べると、毎年10.5億円、40年間で420億円が多く必要になることが分かります。本市においては、これからも新設事業が見込まれるため、経費の平準化や圧縮が重要な課題となります。



土木系公共施設の直近5カ年の投資的経費

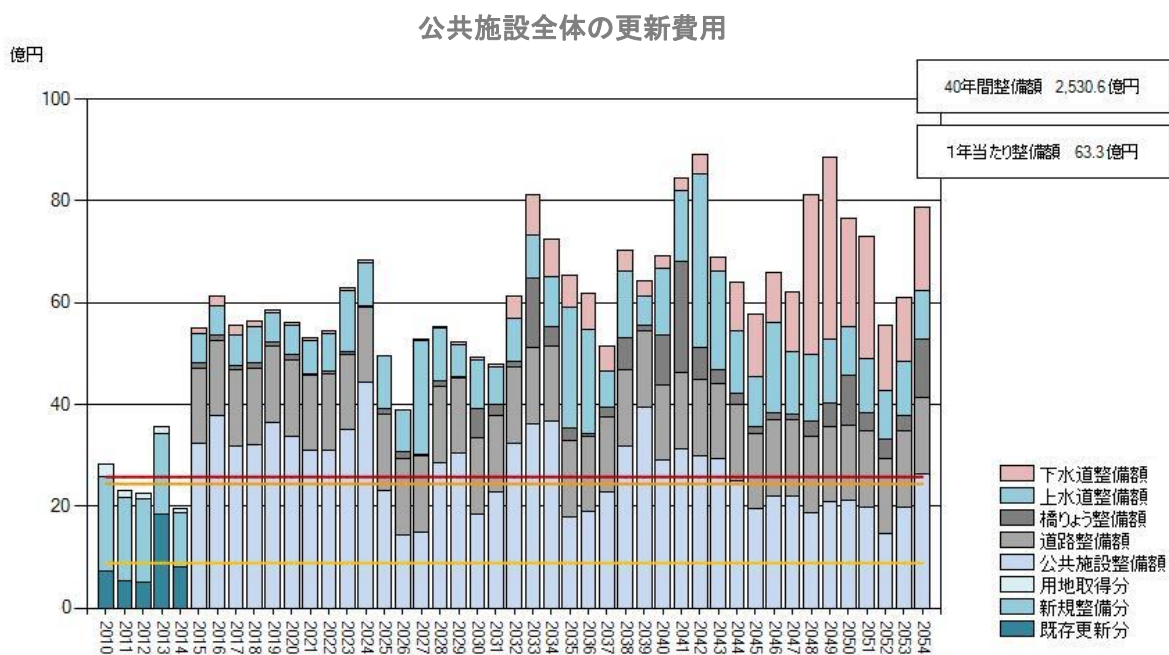
(単位：千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22 (2010)	726,854	1,863,960	233,695	2,824,509
平成23 (2011)	527,027	1,652,315	114,168	2,293,510
平成24 (2012)	513,683	1,641,235	99,182	2,254,100
平成25 (2013)	1,854,938	1,565,585	135,631	3,556,154
平成26 (2014)	819,298	1,037,583	90,196	1,947,077
<b>平均</b>	<b>888,360</b>	<b>1,552,136</b>	<b>134,574</b>	<b>2,575,070</b>

(2) - 6 公共施設の更新費用

建築系、土木系すべての公共施設の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で2,530億円、年平均63億円かかることが分かりました。40年間の維持管理に必要な更新費用の内訳としては、建築系が1,082億円（年平均27億円）、土木系が1,448億円（年平均36億円）となっています。

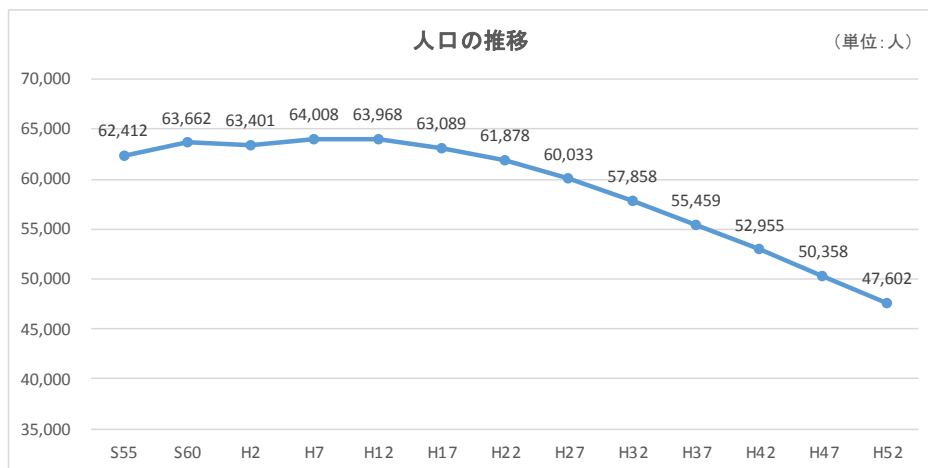
今後、将来の推計人口が減少する見込みの中、建築系公共施設の総量（床面積）や土木系公共施設の更新費用について見直しを図り、安心して安全な施設の保持に努める必要があります。



※赤・橙・黄色の横線は土木系公共施設の直近5カ年平均値で参考として表示しています

[参考]

II 人口動向と財政状況 II-1 人口の推移より



## IV 公共施設等の管理に関する基本方針

### IV-1 課題整理

建築系公共施設については、本市が所有する施設の総延床面積は265,948㎡、市民1人あたりは4.31㎡となり、全国平均比較で1.34倍の施設を大規模改修や現状規模のまま更新を行うと仮定した場合、今後40年間で1,082億円、年平均27億円必要になる試算となります。

一方で、歳入における交付税が減額される中、本市の将来の推計人口は、平成26年度末現在の61,645人が25年後には21%減の47,602人まで減少すると推計されており、人口規模に見合った施設量の適正化、維持管理の効率化などにより安全かつ安定的な維持管理を行っていく必要があります。

また公共施設のうち新耐震基準以前に建築された建物は、延床面積で107,192㎡もあり、全体の40.3%を占めています。

このほか総延床面積に算入していない供用廃止となった建物も多く存在し、倒壊等の恐れもあり、解体等の対策が必要となっています。

土木系公共施設についても、本市が保有する施設をこのまま維持し、更新を行うと仮定した場合、今後40年間で1,448億円、年平均36.2億円必要になる試算となります。

一方で、今後の施設維持費を直近5カ年の投資的経費の年平均額と比べると、毎年10.5億円、40年間で420億円が多く必要になり、また本市においては道路・橋りょうの新設改良や下水道施設などが今後も継続的に整備される予定です。

インフラ施設は生活を支える重要な施設のため廃止することは困難です。そのため維持管理の効率化や経費の平準化などを行っていく必要があります。

今後、ますます厳しくなる市の財政状況を見据える中では、既存の全ての施設を保有し続けることは困難と考えられるため、残すべき施設を選択し、施設の廃止、統合、移譲等を進めることが大きな課題となっています。このため、一定の見直し方針の下、既存施設の現状を把握し、見直しに向けた取組みを実施していく必要があります。

### IV-2 取組体制

施設の維持管理、更新等については、「公共施設の見直し方針」に基づき、建築の専門的知識を持つ職員及び部局と連携を取りながら、庁内組織の横断的な体制を整備し、市民や関係団体等の意見を伺いながら積極的な取組みを推進します。

また、今後新たな公会計を導入する中で固定資産台帳の整備を行い、各施設の管理コストを的確に把握し本計画の精度向上に努めます。

### IV-3 基本方針

#### (1) 建築系公共施設

基本的な考え方は、公共施設の見直し方針に示しているとおおり、現在の社会・経済情勢や財政状況の変化を踏まえた上で、「必要な施設か（要るか要らないか）、市が運営すべきか（市か民間か）、施設数が適正か（多いか少ないか）、効率的・効果的な管理運営となっているのか」といった観点から、公共施設の見直しを行います。

特に全国的な行政改革の流れによる移譲（民営化）対象施設や、耐震不足と判断されている施設など老朽化対策が必要な施設については、できる限り早い時期に見直しに向けた方向性を決定しなければなりません。

このような考え方の下、次の二点を基本方針として公共施設の見直しを行います。

- ①施設の総延床面積は同規模の自治体平均を目標とします。
- ②施設の維持管理コスト及び運営コストを縮減します。

#### (2) 土木系公共施設

道路や橋りょう、上下水道施設などのインフラ施設を廃止することは困難です。そこで、今後は次の二点を基本方針として計画的に管理運営します。

- ①新設及び更新は計画的に行い、現状の一般財源ベースの投資額を維持します。
- ②維持補修は計画的に行い、経費の平準化を図ります。

なお、検討に当たっては、施策を推進するための個別の推進計画がある場合は、その計画との整合に留意することとします。

### IV-4 計画の視点と方向性

施設の廃止、統合、移譲等を進める際には、客観的にその妥当性が判断できるよう、次の視点から分析及び検証を行った上で、総合的に判断します。

#### (1) 施設の設置意義からの視点

- ①施設の設置目的が現状の市民や利用者のニーズと一致しているか。
- ②施設の設置目的が利用実態に整合しているか。
- ③施設の設置目的に即した専用施設でなければならないか。

《見直しの方向性》

- ①一致していない：「廃止」「用途変更」
- ②整合していない：「廃止」「移譲」「用途変更」
- ③専用施設でなくてよい：「複合化」

#### (2) 施設の機能からの視点

- ①公共施設間で機能が重複していないか。
- ②民間で同種・同様のサービスが提供されていないか。
- ③市全域から見て適正な配置となっているか。（配置バランス、利用機会の平等等）
- ④機能が向上し、効率的・効果的な運営がなされている。

《見直しの方向性》

- ①重複している：「廃止」「統合」「複合化」「用途変更」
- ②提供されている：「廃止」「移譲」「用途変更」
- ③配置となっていない：「統合」「複合化」
- ④運営がなされている：「現状維持」

(3) 施設の利用状況からの視点

- ①利用率が低下していないか。
- ②利用者が一部の地域や団体等に集中（占有）していないか。
- ③利用率が高く、効率的・効果的な運営がなされている。

《見直しの方向性》

- ①低下している：「廃止」「複合化」「用途変更」
- ②集中している：「移譲」
- ③運営がなされている：「現状維持」

(4) 施設の劣化からの視点

- ①施設の劣化により、施設の安全性や快適性、機能性が失われていないか。
- ②施設の機能の維持に、多大な財政負担を要さないか。

《見直しの方向性》

- ①失われている：「廃止」「複合化」
- ②財政負担を要する：「廃止」「複合化（機能移転）」

(5) 管理形態からの視点

- ①より効率的な方法で管理運営を行うことができないか。
- ②民間事業者の専門性やノウハウの導入などの必要性がないか。（指定管理者等）

《見直しの方向性》

- ①行うことができる：「複合化」「管理形態の見直し」
- ②導入などが必要である：「管理形態の見直し」

【用語説明】

- 廃止：当該施設での行政サービスの提供を廃止するもの
- 統合：公共施設間で類似の行政サービスを提供している施設を統合するもの
- 移譲：当該施設を民間又は地域等へ譲渡（有償又は無償）するもの（民営化）
- 複合化：当該施設の機能を他の施設に移すもの（機能移転）  
他の施設から機能集約し、複合的に行政サービスを提供するもの（機能集約）
- 用途変更：当該施設の設置目的を他の目的に変更するもの
- 管理形態の見直し：運営に係る事務の委託や指定管理者制度の導入や空スペースの利活用など、より効率的・効果的な管理運営方法に見直すもの
- 現状維持：効率的・効果的な運営がなされているもの

#### IV-5 施設別の見直し方針

公共施設には、様々な行政目的で旧町時代から設置した体育施設、産業振興施設、集会施設、文教施設、医療・福祉施設等が多数あります。これらの施設の見直しについては、「民間に任せられないのか、市内に旧町単位でおの必要か、複合施設ではいけないのか」など、それぞれの施設の状況に合わせて、おおむね下記の方針に基づき取組を進めていきます。

また、各施設の個別の見直しの方針については、公共施設の見直し方針の中で示している「施設別の見直し方針」に基づき見直しを行い、別途作成される「施設別管理運営方針」により施設別の方向性などを定め見直します。

##### ①民間で同種・同様のサービスが提供されている施設

市が行っている事業で、移譲（民営化）により、一層のサービスの向上が図れるもの、また、同程度のサービスが確保され経費の低減が図れるものについては、積極的に「移譲」を進めます。

##### ②同種のサービス提供施設が複数ある施設（旧町ごとにある施設）

効率的、合理的な活用がなされているか検証し、より効果的な整備・運用ができるよう「廃止」「統合」「用途変更」を進めます。また、機能移転・集約を検討し、積極的に「複合化」を進めます。

※市内に一つあるべき大規模施設と全域に必要な一般的（地域密着型）施設とのすみわけが必要。

##### ③老朽化が著しい（耐震不足）施設

老朽化が著しい施設については、原則「廃止」を進めます。但し、サービス提供施設として必要とするものについては、他施設への「複合化（機能移転）」など代替案を考えていきます。

## V 計画の推進と見直し方針（フォローアップ）

### V-1 計画の推進

平成 27 年度から大幅な歳入の減少が見込まれることから、早急に公共施設の見直しを進める必要があります。このため見直しを先送りせず、公共施設の見直し方針に基づき市民や関係団体等の意見を伺いながら、以下の手順により積極的に取組を進めます。

- ① 機能の存続を原則に、公共施設の見直しを行う。（機能移転・集約⇒複合施設化）
- ② 公共施設の見直しに当たっては、客観的な見直しの判断を行うため、施設の概要を示す基本情報を始め、利用状況や管理運営状況、収支状況等、施設運営に関する情報等を整理する。
- ③ 本方針及び施設別管理運営方針に基づき、随時、各施設の見直しの方向性について検討し、原則として平成 31 年度までに取組みが完了することを目標に見直し計画（統廃合年次計画）を作成する。
- ④ 見直し計画により、施設の廃止、統合及び移譲等を進める。

### V-2 計画の情報共有と見直し

計画の情報共有として、見直しを進める際には、可能な限り以下の点に留意しながら進めます。

- ① 議会、地元、利用者等への説明  
（個別の問題としてではなく、市全体の問題として理解をお願いしていきます。）
- ② 利用者への代替措置
- ③ 施設の運営に携わっている職員等の配置転換等
- ④ 廃止後の施設の利活用の方策
- ⑤ 行政財産用途廃止に係る補助金等の返還（関係官庁への用途変更・廃止手続き）

計画の見直しとしては、平成 26 年度に策定した「第 3 次宇城市行財政改革大綱」の推進期間（27～31 年度）の終了に合わせて見直しを行います。ただし、見直しの変更が必要であると判断した場合には、その都度見直しを行います。

## 資料 宇城市公共施設の見直し方針

「公共施設の見直し方針」は、平成 26 年 6 月に策定した「公共施設の見直し方針(素案)」を基に議会、地域審議会、嘱託員会、担当部署等と協議を行い、平成 27 年 3 月に策定したものです。

次頁に「公共施設の見直し方針」を資料として掲載していますが、施設によっては、今後の方向性が「検討中」となっている施設も多く、今後、順次更新していく予定としています。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

宇城市総務部行政改革課



# 公共施設の見直し方針

～ 「あれば便利」から「賢く使う」へ ～

平成27年3月

宇城市

## I はじめに

本市では、合併前に整備された福祉施設、スポーツ・文化施設等、約230施設にのぼる多くの施設を引き継ぎ、今日までの行政サービスに活用してきました。これらの公共施設は、住民の福祉の増進を目的に、建設当時の社会情勢や市民ニーズに対応するため設置してきたものです。

しかし、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、合併による状況の変化等により、公共施設の在り方も変わりつつあります。

このため、施設の中には、当初の設置目的と現状が整合していないもの、機能が重複した類似施設が複数存在するもの、また、民間の力が成熟し質の高い公的サービスの提供が可能であり民間での運営が効率的なものなど、今後、解決すべき課題が多くあります。

また、本市の財政状況は、合併による特例措置の終了により、平成27年度から歳入（地方交付税）が大幅に減少する一方で、社会保障費の増大など様々な行政課題に対応するための事業を実施していかなければならないことから、ますます厳しくなるものと見込まれます。

今後、限られた財源の中で、社会情勢の変化や市民ニーズに対応しながら、効率的・効果的な施設運営を行うには、既存施設の廃止、統合、移譲等を視野に入れた、公共施設の抜本的な見直しを行わなければなりません。また、本市の人員費（職員数）は、類似団体・県内合併市町と比べ高い状況にあり、この事からも公共施設の整理・統廃合であるといえます。このため、見直しに当たっての方針をここに定め、積極的に取組を進めていきます。

### 1 公共施設の現状と課題

#### (1) 現状

市が保有する公共施設には、市役所庁舎等の市が事務を行うための施設（公有財産）と、一般に広く市民が利用する施設（公共用財産）の2種類があります。

施設の見直しについては、これまで「第1次・第2次宇城市行政改革大綱」に基づく「効果的な施設運営」の推進の中で廃止、統合、移譲（民営化）等に取り組んできたところです。

これまで、見直しを行った主なものは、次のとおりです。

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1 支所の見直し       | 5施設を4施設、支所職員の適正配置 |
| 2 養護老人ホームの民間移譲 | 1施設               |
| 3 幼稚園の廃止       | 1施設               |
| 4 海技学院の民間移譲    | 1施設               |
| 5 指定管理施設への移行   | 19施設              |

しかしながら、ほとんどの公共施設について、住民サービスの後退への懸念や、住民感情を考慮したため、本格的な見直しができないまま引き継いできました。

平成24年度の決算審査では、監査委員から「平成27年度から交付税が減額されるが、その後の対策としての大きな問題である公共施設の統廃合や民間委託等の改革については避けて通れない。」との意見が 있습니다。

また、平成25年度に取り組んだ「熊本県市町村行政体制強化支援事業」においても、熊本県市町村財政課から「国・地方財政の厳しい状況が続く中、合併市町村である宇城市においては、合併前に整備したすべての施設を維持し続けることは、合併効果が十分発揮されない恐れもある。少子高齢化の進展及び生産人口の減少といった人口構造の変化等、社会情勢に応じた公共施設のあり方等の総合的な対策が急務である。」との助言をいただいているところです。

加えて、平成26年4月22日付けの総務大臣通知で、地方公共団体の財政負担の軽減・平準化、公共施設の適正配置を目的に、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請されています。

《参考》

施設管理経費比較表（宇城市：宇土市）

単位：百万円

施設区分	①宇城市		②宇土市		比較①-②	
	管理費	うち人件費	管理費	うち人件費	管理費	うち人件費
公園	26	0	18	0	8	0
公営住宅	145	94	61	36	84	58
保育所	642	544	0	0	642	544
養護老人ホーム	97	70	0	0	97	70
老人福祉センター	22	0	0	0	22	0
幼稚園	0	0	159	139	△ 159	△ 139
本庁舎	101	22	92	28	9	△ 6
支所出張所	83	29	74	71	9	△ 42
児童館	73	66	36	31	37	35
公会堂・市民会館	102	17	61	0	41	17
公民館	57	37	59	39	△ 2	△ 2
図書館	128	84	66	39	62	45
美術館	12	7	0	0	12	7
計	1,488	970	626	383	862	586

\*平成24年度地方財政状況調査（総務省）46表より

・46表作成要領に基づく調査対象施設の歳出状況ですので、市保有の施設全ての歳出状況ではありません。

\*宇土市の管理費欄は、（宇土市の決算額÷宇土市の人口）×宇城市の人口

## （2）課題

今後、ますます厳しくなる市の財政状況を見据える中では、既存の全ての施設を保有し続けることは困難と考えられるため、残すべき施設を選択し、施設の廃止、統合、移譲等を進めることが大きな課題となっています。このため、一定の見直し方針の下、既存施設の現状を把握し、見直しに向けた取組を実施していく必要があります。

## 2 見直し期間

見直し期間の目標年度は、平成31年度とします。

普通交付税等の合併算定替による加算額が、平成27年度から平成31年度までの5年間で段階的に削減され、平成32年度には宇城市本来の額（一本算定）となります。

このため、早急に見直しの方向性を決定し、できるところから順次、施設の廃止、統合、移譲等を進めていく必要があります。

特に、全国的な行政改革の流れによる移譲（民営化）対象施設や、耐震不足と診断されている施設など老朽化対策が必要な施設については、できる限り早い時期に見直しに向けた方向性を決定しなければなりません。

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
合併特例措置終了	⇒普通交付税等の合併算定替による 加算額が段階的に減少 ⇒					本来の普通 交付税 (一本算 定)
見直し方針 の策定	見直し実施に向けた調整 見直し実施⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒					
第1種 (H26～28)			第2種 (H26～31)			
直ぐにとりかかるべき施設 ・行政主導が可能な施設 ・代替措置が取りやすい施設 ・既に住民説明等に着手している施設			影響が大きく、段階的に取り組まなければならない施設			

## II 見直し方針

### 1 対象施設

基本的に、市が所有する公共施設のすべてを対象とします。

\*公共施設とは？

公共施設は、地方自治法において定義づけされていないものの、行政用語としては一般的に使用されています。通常、自治体が所有する公有財産で、市が何らかの形で全部もしくは一部に公費を投入し、行政財産として直営または指定管理している建物等を総称し「公共施設」と呼んでいます。

### 2 基本的な考え方

現在の社会・経済情勢や財政状況の変化を踏まえた上で、「必要な施設か（要るか要らないか）、市が運営すべきか（市か民間か）、施設数が適正か（多いか少ないか）、効率的・効果的な管理運営となっているのか」といった観点から、公共施設の見直しを行います。

なお、検討に当たっては、施策を推進するための個別の推進計画がある場合は、その計画との整合性に留意することとします。

### 3 見直しの視点と方向性

施設の廃止、統合、移譲等を進める際には、客観的にその妥当性が判断できるよう、次の視点から分析及び検証を行った上で、総合的に判断します。

#### (1) 施設の設置意義からの視点

- ・ 施設の設置目的が現状の市民や利用者のニーズと一致しているか。
- ・ 施設の設置目的が利用実態に整合しているか。
- ・ 施設の設置目的に即した専用施設でなければならないか。

《見直しの方向性》

施設の設置目的が市民や利用者のニーズと一致していない。 ⇒ 「廃止」 「用途変更」

施設の設置目的と利用実態が整合していない。 ⇒ 「廃止」 「移譲」 「用途変更」

施設の設置目的に即した専用施設でなくてよい。 ⇒ 「複合化」

(2) 施設の機能からの視点

- ・ 公共施設間で機能が重複していないか。
- ・ 民間で同種・同様のサービスが提供されていないか。
- ・ 市全域から見て適正な配置となっているか。(配置バランス、利用機会の平等等)
- ・ 機能が向上し、効率的・効果的な運営がなされている。

《見直しの方向性》

公共施設間で機能が重複している。 ⇒ 「廃止」 「統合」 「複合化」 「用途変更」

民間で同種・同様のサービスが提供されている ⇒ 「廃止」 「移譲」 「用途変更」

市全域から見て適正な配置となっていない。 ⇒ 「統合」 「複合化」

機能が向上し、効率的・効果的な運営がなされている。 ⇒ 「現状維持」

(3) 施設の利用状況からの視点

- ・ 利用率が低下していないか。
- ・ 利用者が一部の地域や団体等に集中(占有)していないか。
- ・ 利用率が高く、効率的・効果的な運営がなされている。

《見直しの方向性》

利用率が低下している。 ⇒ 「廃止」 「複合化」 「用途変更」

利用者が一部の地域や団体等に集中している。 ⇒ 「移譲」

利用率が高く、効率的・効果的な運営がなされている。 ⇒ 「現状維持」

(4) 施設の劣化からの視点

- ・ 施設の劣化により、施設の安全性や快適性、機能性が失われているか。
- ・ 施設の機能の維持に、多大な財政負担を要さないか。

《見直しの方向性》

施設の劣化により、施設の安全性や快適性、機能性が失われている。 ⇒ 「廃止」 「複合化」

施設の物的機能の維持に、多大な財政負担を要する。 ⇒ 「廃止」 「複合化(機能移転)」

(5) 管理形態からの視点

- ・ より効率的な方法で管理運営を行うことができないか。
- ・ 民間事業者の専門性やノウハウの導入などの必要性がないか。(指定管理者等)

《見直しの方向性》

より効率的な方法で管理運営を行うことができる。 ⇒ 「複合化」 「管理形態の見直し」

民間事業者の専門性やノウハウの導入などが必要である。 ⇒ 「管理形態の見直し」

#### <用語説明>

- 「廃止」 当該施設での行政サービスの提供を廃止するもの
- 「統合」 公共施設間で類似の行政サービスを提供している施設を統合するもの
- 「移譲」 当該施設を民間又は地域等へ譲渡（有償又は無償）するもの（民営化）
- 「複合化」 当該施設の機能を他の施設に移すもの（機能移転）  
他の施設から機能集約し、複合的に行政サービスを提供するもの（機能集約）
- 「用途変更」 当該施設の設置目的を他の目的に変更するもの
- 「管理形態の見直し」 運営に係る事務の委託や指定管理者制度の導入や空スペースの活用など、より効率的・効果的な管理運営方法に見直すもの
- 「現状維持」 効率的・効果的な運営がなされているもの

### Ⅲ 施設別の見直し方針

公共施設には、様々な行政目的で旧町時代から設置した体育施設、産業振興施設、集会施設、文教施設、医療・福祉施設等が多数あります。これらの施設の見直しについては、「民間に任せられないのか、市内に旧町単位でおおの必要か、複合施設ではいけないのか」など、それぞれの施設の状況に合わせて、おおむね下記の方針に基づき取組を進めていきます。

#### 1 民間で同種・同様のサービスが提供されている施設

市が行っている事業で、移譲（民営化）により、一層のサービスの向上が図れるもの、また、同程度のサービスが確保され経費の低減が図れるものについては積極的に「移譲」を進めます。

#### 2 同種のサービス提供施設が複数ある施設（旧町ごとにある施設）

効率的、合理的な活用がなされているか検証し、より効果的な整備・運用ができるよう「廃止」「統合」「用途変更」を進めます。また、機能移転・集約を検討し、積極的に「複合化」を進めます。

\*市内に1つあるべき大規模施設と全域に必要な一般的(地域密着型)施設とのすみわけが必要。

#### 3 老朽化が著しい（耐震不足）施設

老朽化が著しい施設については、原則「廃止」を進めます。但し、サービス提供施設として必要とするものについては、他施設への「複合化（機能移転）」など代替案を考えていきます。

### Ⅳ 各施設の個別見直し方針

各施設の個別見直し方針については、「Ⅱ-3 見直しの視点と方向性、及び、Ⅲ 施設別の見直し方針」に基づき見直しを行い、別途「施設別管理運営方針」を作成します。

### Ⅴ 見直しの進め方

平成27年度から大幅な歳入の減少が見込まれることから、早急に公共施設の見直しを進める必要があります。このため、見直しを先送りせず、本方針に基づき、市民や関係団体等の意見を伺いながら、以下の手順により積極的に取組を進めます。

- ① 機能の存続を原則に、公共施設の見直しを行う。（機能移転・集約⇒複合施設化）
- ② 公共施設の見直しに当たっては、客観的な見直しの判断を行うため、施設の概要を示す基本情報を始め、利用状況や管理運営状況、収支状況等、施設運営に関する情報等を整理する。
- ③ 本方針及び施設別管理運営方針に基づき、随時、各施設の見直しの方向性について検討し、原則として平成31年度までに取組みが完了することを目標に見直し計画（統廃合年次計画）を作成する。
- ④ 見直し計画により、施設の廃止、統合及び移譲等を進める。

※ 指定管理者制度を導入している施設の見直しについては、指定期間を考慮し、満了時には見直し結果に基づいた取組が実施できるよう遅滞なく見直し事務を進める。

## VI その他

### 1 見直しを進める上での留意点

見直しを進める際には、可能な限り下記の点に留意しながら進めます。

- ① 議会、地元、利用者等への説明  
（個別の問題としてではなく、市全体の問題として理解をお願いしていきます。）
- ② 利用者への代替措置
- ③ 施設の運営に携わっている職員等の配置転換等
- ④ 廃止後の施設の利活用の方策
- ⑤ 行政財産用途廃止に係る補助金等の返還（関係官庁への用途変更・廃止手続き）

### 2 方針の見直し

本方針は、平成26年度に策定する「第3次宇城市行財政改革大綱」の推進期間(27～31年度)の終了に合わせて見直しを行います。ただし、見直しの変更が必要であると判断した場合には、その都度見直しを行います。

各施設の個別見直し方針「施設別管理運営方針」については、方向性の変更・追加等があった場合は、改定版を作成することとします。

宇城市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 9 月

宇城市 総務部 財政課

〒869-2592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL 0964-32-1111 FAX 0964-32-0110

E-Mail [zaiseika@city.uki.lg.jp](mailto:zaiseika@city.uki.lg.jp)

URL <http://www.city.uki.kumamoto.jp/>